

(二五五一)

乍恐以書付奉願上候事

石神内宿村

一、持高三石七斗九合

百姓仁左衛門 年六十二

内 田老石七斗八升八合  
島老石九斗式升壹合

女房 梅 年五十三  
子供 富三郎 年式十六

右之者前々より極窮ニ御座候所、仁左衛門義二十ヶ年余瘵質ニ而相煩、就中拾ヶ年程ハ床病人ニ罷成、倅儀ハ生得離支<sup>ツマ</sup>ニ而半身死身同様ニ御座候得ハ、農事猶更少々之小仕事も相成兼、親子共ニ夫食介ニも不至、女房老人之働中々以行届不申、田島等も悪所計ニ而、金子相添不申候而ハ貫人も無之場所計所持仕候ニ付難澁相募リ、女房奉公ニ罷出、御上納其外兩人役介仕罷在候得ハ、当六ヶ年已前病氣ニ付、無抛引込療治仕候へ共、快氣ニ随ひ離支ニ罷成、農事等更ニ罷成不申候、三人共ニ一度之給料之働も罷成兼御上納手当、殊ニハ夫食取続難澁仕候而已不成、居家等も暫手入も不仕、家上腐落更ニ無之、随而材木等朽果居住も罷成不申候ニ付繕等為仕度奉存候所、金式三分位にてハ出来兼候得共、由緒逆ハ老人も無御座候ニ付、村役人取扱御百姓為仕指置申候、乍去居家無之候而ハ相凌兼候ニ付、坪内持寄掘立九尺三間ニ為仕出来候得共、前文申上候通御座候得ハ、御上納辻年々不足之分ハ仕方ヲ以取扱、御未進等ハ無御座候所、旧冬より夫食一切無御座、親子三人とも散々罷出、行先何レニ相成候とも他參可仕旨、依而旧冬も村役人より夫食取扱続指置申候、又々当正月方迄ニハ給続申候得とも、度々儀難申出由相聞申候ニ付、猶又正月中旬ニ至リ鑿五百文相渡申候、壹ヶ年共數ニ候得ハ、御苦難之御義不奉願上候所、前書奉申上候通年合之者共此先幾年ニ罷成可申哉、村方難澁仕候、依之何卒御慈悲之御儀ヲ以飢人御扶持禱被下置候様奉願上候、ヶ様之御義奉申上候御時節柄恐入奉存候得共、是迄夫食取扱指置申候所、行々村役人逆も難澁仕候、乍去何れニも取扱ふり無御座候、猶又其俣ニ指

(二五五一)

\*悪所 あくしよ。耕作に不向きな土地。天明期頃より悪所分には年貢率を下げた定免が適用された。

\*坪内 つぼうち。村内を更に小さく区分けた地域。また、そこに住む人々のこと。

\*掘立 ほったて。土台を設けないで直接に地面を掘り柱を立てて簡単な家を建てること。

\*御上納辻 ごじょうのうつじ。上納すべき年貢の合計高。

置申候得ハ、乞食之様ニも罷成与奉存候、仍而何卒御慈悲之御了簡ヲ以、御救禱被仰付被下置候ハ、  
当人ハ不及申上、村役人之我々共迄一同難有仕合奉存候、依而如件

文化六年巳二月

右村

庄屋

福地賀内

御郡御奉行所様

組頭

勘次衛門

〃  
権兵衛

〃  
祐三郎

(二五五―二)

覚

石神内宿村

百姓 仁左衛門

女房むめ

子供富三郎

右之者とも、往元極窮之上病身ニ罷成、農事等更不罷成及飢候由願出候ニ付、支配郷出先にて為相糺  
候所、当人ハ勿論倅ハ片輪ニ而働更ニ不相成、女房義も六ヶ年巳前より病身ニ罷成、農事ハ指置朝夕  
之食事飯等ニも甚指支、誠ニ艱難之様子、村方願之通無相違相聞、外ニ可便者迎ハ自他村共更ニ無之、  
及飢候段歎敷奉存候間、何卒右三人共来ル朔日朝より亥迄七ヶ年之内、御救御扶持禱被下置候様仕度、  
村願指添此段奉伺候、以上

二月

加藤孫三郎

(二五六)

以 書付致啓達候、 馭場救方之儀ニ付、 先日被御申聞候振御尤之筋ニハ候得とも、 御存寄之振ニ而ハ年限相立候上ならてハ、 馭場之響キニも相成申間敷歟、 仍而当座凌ニハ介郷相濟候方も可然やと存、 何レ伺之上相究候積リニ而、 又々及御相談候間御存意も無御座候ハ、 直ニ其筋へ御指出被下度候、 且右之通為行候儀ハ誠ニ当座凌之義ニ候へハ、 其内何分御思慮之上可然御工風も御座候ハ、 無御服\*<sub>履</sub>臆被御申聞御座候様いたし、 右旁可得御意如斯御座候、 以上

二月廿日

加藤孫三郎

鈴木庄助様

右、 承知之旨早速筋へ可指出旨、 返書来候事

(二五七一)

扱下馭馬一統人馬\*<sub>立</sub>指支候趣、 度々都而願御座候間、 支配指出為相糺候所、 近来奥大名衆家中通リ相過、 其上備中守殿家中手綱へ引移候後者、 御城下へ之往覆(復)ニ召仕候人馬ハ全ク余計ものニ有之、 前々へ競候へハ仕り高一倍ニ相達シ候年も有之、 とかく往来へ掛リ起居候而も間ニ合かね候由、 仍而かく(格)別ニ御救不被成下候而ハ取続かね、 勿論其所計ニ而ハ人馬不足ゆへ、 何レニも持切かたき馭場も御座候由ニ而、 別冊之通介郷高懸寄人馬目論申出御座候所、 件之通当時継立指支候趣ニ御座候へハ、 外ニ此節為凌方(凌)之仕法も無之様奉存候間、 支配とも目論申出候(申)ふリニ先ツ一兩年とも限為行可申やと奉存候へとも、 数ヶ村之引張候儀ニも御座候間、 一卷指出入御覽此段奉伺候、 以上

二月廿日

加藤孫三郎

(二五七二)

近年往来繁ク罷成、 馭場村々人馬継指支候趣願も有之ニ付、 惣馭場糺之上、 仕法相目論可申上旨御達ニ付、 一馭切相糺村内江も熟談為仕候上、 別冊願之振取上候所、 惣体取調候得ハ区々ニ罷成候ニ付、

(二五六)

\*工風 くふう。工夫。いろいろ考えてよい方法を考えること。あれこれ思いをめぐらすこと。

\*服臆 ふくぞう。腹臆。心に思っ  
ていて秘め隠して外にあらわさない  
こと。

(二五七一)

\*人馬継立 じんばつぎたて。宿駅に着くことに備え付けてある馬に乗り替え、また、人夫を新たに雇うこと。そのため宿には人馬を提供する伝馬役が課され、宿駅の人馬継立は問屋場が行った。

\*奥大名衆 奥州の諸大名。この中で岩城相馬街道を使って参勤交代していたのは、岩城平藩安藤家・中村藩相馬家泉藩本多家などであった。

\*引張 ひきはり。取り合い、競争。村同士や個人間の紛争をいう。

(二五七二)

\*目論 もくろみ。目論見とも書く。計画すること。考案。こころづもり。

左之通相目論奉伺候

人足五百三拾人

馬貳百六拾疋

沢村

但、介郷村々高百石ニ付、人足四人馬貳疋之割ヲ以、貳夕廻分巳より未迄三ヶ年

人足三百三拾六人

石神外宿村

馬百七拾疋

但、右同断

外宿村上江付札

外宿村之義、人馬共ニ過分之御救之様ニハ御座候得共、御陣屋元之事ニ而配符步行夫根出之村方

ニ而日々召仕、余村より者過分ニ召仕候義ニ御座候間、本文之通御濟被下置候様仕度候

人足貳百人

田中々村\*

馬九拾七疋

但、右同断 老廻り分右同断

人足百五拾四人

大橋村

馬七拾五疋

但、右同断

人足四百五拾四人

森山村\*

馬貳百貳拾貳疋

但、右同断 貳廻り分右同断

上へ付札

森山・大沼両村人馬割合之儀ハ、両村人別多少之割ヲ以平均割ニ御座候処、懐合之傷

高下ヲ了簡仕候へハ、左之割通り御濟被下置候而可然様奉存候

一 人足五百人 森山村

(二五七―二)

\* 田中々村 たなこうち村(久慈郡)。石神組に属する。現日立市大和町。岩城街道の駅所。

\* 森山村 もりやま村(多賀郡)。石神組に属する。現日立市森山町・大沼町・水木町の付近。岩城街道の駅所であった。



指出候別冊取請奉入御覽候通、近年往来甚々相過、猶又海防御用水木・折笠江之往覆、并松岡付御新領江之往来等誠ニ新規ニ相過候、其外用水道橋御普請等ニ罷出候へハ、農事相掛り候間者無御座別而相傷、此上追々馬数も相減潰人等も出来可仕歟と奉存候、扱又村々願之振者、人足何人馬何疋以上先触有之節者、介郷御濟被下置候様之願ニ御座候処、左候而者老ケ年之人馬仕高目当テも無御座候間、前書之通人馬割附置介郷御濟被下置候方可然と奉存候、仍而旁奉伺候、以上

八月

五藤市三郎

井坂新三郎

(二五八)

二月廿日仕出御用

- 一、太田村蓮華寺御普請材木、先此度ハ役所より指出候旨及文通候事
- 一、木錢請取手形老枚并仕出書付老枚手形御断とも、留之通相廻候事
- 一、郷士年数書出老枚、別留之通浜田組へ相廻候事
- 一、田中々村庄屋藤兵衛等御目見願、別留之通り御用人衆へ指出候事
- 一、大内勘衛門等御目見願、別留之通、御奉行衆へ指出候事
- 一、額田村拜借請取手形老枚相廻候事
- 一、寛政十より三ヶ年并文化元より三ヶ年人馬遣ひ高指引、前留之通御年寄衆朝比奈弥太郎殿へ指出候事

候事

- 一、御新葬之節、人馬遣ひ高指引、前留之通り御奉行衆へ指出候事
- 一、いし本郷村清十雁代・土地代之儀、前留之通り吟味役中へ及催促候事
- 一、太田村御旅館御普請御材木之儀、前留之通り御用人衆へ及御答候事
- 一、長山半大夫改名願先達而差出候所、奉願と申文義無之由ニ而御下ケ相成候付願書認直シ、其段口上ヲ添差出呉候様、又々権蔵方へ願書指遣候事

(二五七一)

\*海防御用 ロシアなど異国船の日本接近に対して幕府・諸藩が沿岸警備に付いたこと。寛政四年、幕府は諸大名に海防備えを命じたため、水戸藩でも弓・銃・大砲と人数の備えを行った。

\*水木村 みずき村(多賀郡)。石神組に属する。現在日立市の水木町、大みか町、森山町、東大沼町付近。異国船番所があった。

\*先触 さきぶれ。幕府の役人や大名、公家衆が道中する場合、前もつて沿道の宿駅に人馬の継立などを準備させた命令書。

(二五八)

\*御目見 おめみえ。御目見得とも書く。上位の者にまみえること(謁見)。武士の主従関係が確立するためにはこの御目見が必要とされ、家臣として召抱えられることを意味して用いられた。

一、田尻村觀泉寺材木拝領願、別留之通批是添御奉行衆へ差出候事

一、御普請方より職人元帳再そくの廻状壹通

一、宝啓院様御賄方納芹<sup>(書)</sup>廻状壹通

一、奥御賄方納慎<sup>(龜)</sup>廻状壹通

一、御鷹方納慎廻状壹通

右之通、受払方へ相廻候事

同日受払方帰り御用

一、養老初被下候者死亡申出候年付致指出候様、御奉行衆より御達候事

一、茂宮村赤林八郎左衛門殿竹木証文御評定所より相廻候間、御廻申候

右之通、頭書にて申来候事

## (二五九)

覚

茂宮村

右、赤林八郎左衛門於知行所竹木所望候条、見計可被指越候、以上

文化六年巳六月

加藤孫三郎殿

評定所

## (二六〇)

以廻状得御意候、出座御用有之間、明十三日五時登 城可仕旨御奉行衆より申来候付、登城致候所、指引神長忠五郎へ別紙写之通被仰渡、於拙者難有仕合奉存候、御覽御順達可被下候、以上

正月十三日

藤田次郎左衛門

## (二五八)

\*大内勘衛門 田中々村郷士。佐竹

氏ゆかりの一族で、万治二年水戸藩

初代藩主頼房の時に召し出された。

二代藩主光圀は隠居後たびたび大内

家に宿泊している。

\*認直シ したためなおし。書類・

手紙を正しく書きなおすこと。

\*御鷹方 「寛文規式帳」では御側用人の朝比奈内匠が御鷹方支配となっており、その配下の鷹匠と鳥見を管理する役。

\*帰り御用 水戸藩内各郡奉行所が諸案件につき伺書を受払方を通して藩諸役に提出して決済を受け戻されること。

九郡宛

一、御奉公無懈怠相勤御扶持方壹人分御増、都合三人扶持御直可被下置もの也

神長忠五郎

(二六一―)

以廻状得御意候、扱下大貫村源左衛門・熊五郎兩人宅へ盗人忍入、別紙之通被盜取候旨申出候付御申合、質屋等吟味可仕旨筋へも申出候間、例之通宜御取扱可被下候、此段得御意候条、乍御世話御覽御順達可被下候、以上

正月十五日

九郡宛

藤田次郎左衛門

(二六一―)

乍恐以書付奉御訴候事

大貫村

百姓 源左衛門

一、黒太織綿入壹ツ女物

一、青梅口綿拾壹ツ

一、千種木綿拾壹ツ

一、浅黄嶋单物壹ツ

一、縮緬絞リ单物壹ツ

一、襦袢壹ツ

一、黒縹子女帯壹筋

是者、辰十二月廿七日昼時頃、家内留主之内櫃之内より被盜取申候

同村

熊五郎

一、紺ミちん棧留綿入壹ツ

一、棧留立嶋綿入壹ツ

(二六一―)

\*大貫村 おおぬき村(茨城郡)。浜田組に属する。現在東茨城郡大洗町大貫町。村内に御蔵があつた。

(二六一―)

\*黒太織 くろふとり。黒く染めた太織りの布地。太織りは絹織物の一種で、太い練絹糸を用いて平織りとしたものの総称。

\*浅黄縞 あさぎしま。緑がかつた薄い藍色に染めた二種類以上の色糸を用い、経(たて)または緯(よこ)或は経緯に種々の筋を織り出した織物。

\*单物 ひとえもの。裏地をつけない一重の和服の総称。

\*黒縹子 くろしゆす。黒い色のしゆす。織物の表面に経糸だけか緯糸だけを浮かせたもので表面は滑らかでつやがある。



一、棧留ミぢん口綿女物袴ツ 一、はぬい女物小袖袴ツ

是者、当月二日暮六ツ時過、家内留主へ内櫃之内より被盜取申候

前書之品々被盜取候由風聞相聞申候へハ、村方へ申出も無御座候付、御延引仕候段奉恐入候、昨十三日当人共呼出相糺申候所、相違無御座候付、右之段奉御訴候、以上

文化六年巳正月十四日

右村

庄屋 佐藤与衛門

与頭 四人

御郡御奉行所様

(二六二)

以書付致啓達候、馬場御殿、太田村御旅館場へ為御引ニ相成候付、此節より御取崩ニ相成候所、郷医会集席之儀、此上御相談振も可有之候得共、来ル廿五日より郷医共出席之儀指扣候様、郷医有之村方へ者御達ニ致度此段得御意候、以上

二月廿日

入江忠八郎

加藤孫三郎様

(二六三)

去ル廿五日支配酒葉三郎衛門・田辺彦兵衛へ別別写之通被仰渡、於拙者難有仕合奉存候、此段為御知得御意候条、御覽乍御世話御順達留り御方様より御返可被下候、以上

十二月廿八日

岡野庄五郎

九郡宛

一、

酒葉三郎衛門

此度留付列被 召出小菅御郡方手附被仰付、七石式人扶持被下置候条、諸事念入可相勤者也

(二六二)

\*馬場御殿 佐竹氏の太田城跡で、宝永四年から約九六年間、家老中山備前守がここを陣屋として周辺村落を知行し、中山氏が領内下手綱に移つて後は、藩主の瑞龍山墓参の時の御殿に修復され、これを太田御殿、馬場御殿と呼んだ。

(二六三)

\*小菅御郡方 小菅組の郡奉行所をさす。(二九二―)小菅組を参照。

御奉行支配可為御郡奉行指引事

一、

御収納掛り調役

田辺彦兵衛

右之者御奉公無懈怠勤筋存入宜、收納ハ勿論万端心ヲ付、別而骨折相勤候由相聞候付、別段之儀を以、米壺石御増御切符都合米八石被遊候条、猶更精入相勤候様可申渡もの也

(二六四―一)

常福寺荷送り夫伝馬之義ニ付、別紙之通御用人衆より御断相廻候条宜敷御取扱可被成候、以上

二月廿一日

藤田次郎左衛門

小原忠次郎様・加藤孫三郎様

(二六四―二)

常福寺荷物相送候付、夫伝馬拝借之儀別紙両通願出候付、則相廻候条、御申合宜御執計可被成候、以上

二月廿一日

中村与一左衛門

藤田次郎左衛門様

(二六四―三)

奉願候覚

一、人夫

百三十拾八人

一、馬

五拾疋

右者、来廿八日向山御寺より小川迄常福寺船荷物相送候、依之先格之通御伝馬被 仰付候様奉願候、尤廿七日夜八ツ時向山江相詰、一日ニ附送仕舞候様、若雨天候ハ、翌日々々ニ相延天氣次第附送候様

(二六四―二)

\*伝馬 てんま。運送用の馬。宿駅に備えて、幕府・領主の公用に供し、また民間の輸送にも従った。

被 仰付下度奉願候、以上

巳

向山役者\*

二月

亮海 印

寺社

靈真 印

御奉行所

(二六四―四)

奉願候覚

一、人夫

七拾五人

一、馬

拾三疋

右者、常福寺陸荷物、江戸増上寺御山内江相送候間、来ル廿四日夜八ツ時向山御寺より小幡迄、御夫御伝馬被 仰付下度、若雨天ニ而茂相詰候様奉願候、尤右之内人夫三拾人・馬八疋者、御寺引渡候節相詰候様被 仰付下度候、尚其節書付を以御願可申上候、以上

巳

向山役者

二月

亮海 印

寺社

靈真 印

御奉行所

(二六五)

覚

人数壹万五千七百七拾四人貳分五厘

此御扶持米七拾八石八斗七升壹合貳勺五才

(二六四―三)

\*向山役者 向山にある常福寺の触頭の僧で、藩内浄土宗寺院に対して寺社奉行の命令を下達し、寺院の訴願を藩に上申した。

(二六四―四)

\*陸荷物 おかにもつ。陸路で運送する荷物。

\*江戸増上寺 天正八年、徳川家康が関東に入封の時徳川家の菩提寺とした。江戸の都市計画で芝の地に移転して、大規模な造営が行われた。その後、將軍家菩提寺として本山知恩院をしのごく寺勢を誇った。

\*小幡(村) おはた村(茨城郡)。紅葉組に属する。現東茨城郡茨城町小幡。水戸街道が通る宿駅であった。

わけ

千八百拾三人式分五厘

諸職人分

人足四千五百九拾八人七分五厘

此米貳拾貳石九斗九升三合七勺五才

壹万千百七拾五人五分

人足分

此米五拾五石八斗七升七合五勺

去々卯年分

人数壹万七千四百七拾壹人五分

此御扶持米八拾七石三斗五升七合五勺

指引メ千六百九拾七人式分五厘

卯二辰減

此米八石四斗八升六合式勺五才

右、石神御郡下去辰田方用水江堰溜池川除水門、其外稗御蔵道橋等御普請召仕候分、諸職人并人足御扶持去々卯年江指引大図前書之通御座候、以上

二月

大吟味様中

加藤孫三郎

(二六六一)

別紙写之通、静明神筒粥割村方より指出候間、相廻し掛御目申候間御覽御順達可被下候、以上

正月十五日

九郡宛

白石又衛門

(二六六一)

静神宮御筒粥割

(二六五)

\*江堰 えぜき。用水取り入れのため川をさえぎったり、水路の水位・流量を調整するため川の途中や流出口などに作った構造物。川などを堰きとめ、分水したり、水量を調整する所。

(二六六一)

\*静神宮 静(しず)神社のこと。那珂市静にある。那珂郡三三ヶ村の鎮守で常陸二宮と称された。四月一日の例祭では、平磯への盛大な浜降り神事が行われた。(四六〇) 静・吉田神社を参照。

一、大麥 上 一、小麥 中 一、麻 上 一、早稻 上  
一、中稻 中 一、晚稻 中 一、粟 下 一、大小豆 下  
一、菜大根 上

正月十五日

長官

(二六七)

元松岡御代官手代

渡辺源次衛門

右之者御休二相成、尚又致死去候年月共書出候様、御達御座候付為相糺候所、安永七戌五月七日御休メ被 仰付、天明五巳六月十三日致死去候由二御座候、仍而此段申出候、以上

二月廿五日

加藤孫三郎

御目附様中

(二六八)

以書付致啓達候、郷中諸職人、役所より相廻置候元帳ニ無之名前之者迄御呼出有之段、追々申出候村方も有之候処、右之振二而ハ故障之筋も有之、無故村方傷ニも相成候間已来ハ、改元帳之外職分致候者及御聞も候ハ、役所へ被仰聞候様致度存候、仍而此段得御意度如斯御座候、以上

二月廿五日

加藤孫三郎

御普請奉行様中

(二六九―二)

村松西方村

百姓 勘左衛門

年六十三

右之者、往元困窮之所、病身ニ罷成、去年中より取臥居及飢候段願出候ニ付、為相糺候所持高辻も悪所計所持仕、何れニも致方無之、可使者辻ハ更ニ無之、寔ニ艱難之様村方願之通無相違相聞、歎敷奉存候間、何卒来月朔日朝より存生之内、御救御扶持稗被成下置候様仕度此段奉伺候、以上

二月

加藤孫三郎

(二六九一二)

乍恐以書付奉願上候事

高四石九斗式升六合

百姓 勘左衛門

四斗七升四合

年六十三

内

畠四石四斗五升式合

右之者、往元困窮ニ御座候所、若年之砌両親ニ相離独身ニ而百姓立仕罷在候所、剩病身ニ罷成濃事本渡ニ相成兼候而、難洪ニ今日ヲ取統罷在候所、去年中より取臥罷在、今日之經營ニも指支難洪仕候付、隣家之者共持運身命繫指置申候所、自他村共ニ可便由緒辻も耆人も無御座、及飢渴候ニ付、村役人并坪内持寄身命取統罷在候所、永々之事ニ候得ハ、此上何様取統可申手段無御座難洪仕候付、何卒御仁恵之御儀ヲ以、飢人御扶持稗頂戴仕度偏ニ奉願上候、左も無御座候而ハ、飢渴ニおよび候外無御座候間、前書之通、近々御洩口被仰付被下置候ハ、村役人とも迄一同難有仕合奉存候、仍而如件

村松西方村

庄屋

文化六年巳二月

庄左衛門

御郡御奉行所様

組頭

四人

(二六九一二)

\*寔ニ まことに。本當に。間違ひなく、その状態であることを強調する語。

(一七〇)

覚

寅十二月

一、小目村郷医玄民御慰勞之儀、申出置候分

卯五月

一、助川村石灰焼方池田屋喜兵衛冥<sup>\*</sup>加納御減之儀、申出置候分

辰三月

一、水木村武兵衛等穿鑿口書老冊

辰八月

一、伊師町村雁殺生之儀ニ付内夫代等之儀、申出置候分

巳二月

一、内田村庄三郎等刑申渡書、御留御用指出置候分

右、追々伺指出置未御下知無之分、前書之通御座候、以上

二月

加藤孫三郎

(一七一)

二月廿五日仕出御用

一、神長忠五郎御増扶持之廻状壹通、大貫村源左衛門等被盜品廻状壹通、常福寺夫伝馬之廻状壹通、

酒葉三郎衛門等御慰勞之廻状壹通、御普請方松杭木之廻状壹通、静明神筒粥廻状壹通、御目見等之

儀ニ付御目付方より之廻状壹通、メ七通

一、御鳥船御払入札式枚、并外宿村稗藏御普請萱釘入札六枚、吟味方ニ而開札請候様相廻候事

一、養老之もの死亡申出年ヲ付、又々御奉行衆へ指出候事

一、渡部源次衛門死亡年月書付、前留之通御奉行衆へ指出候事

(一七〇)

<sup>\*</sup>冥加 みようが。江戸時代、商・工・漁業などの営業に従事する者に賦課された租税の一種。幕府・藩が営業を認可したことに對する代償としての献金的性格をもっていた。金納が原則。

(一七一)

<sup>\*</sup>入札 普請に使用する釘を購入するにあたり、最も有利な条件を示す者と契約を結ぶため、多数の競争者に見積書を提出させ、その結果を見て相手を決めること。

- 一、小細工大工等御普請方ニ御呼出候付、前留之通リ御普請奉行中へ及文通候事
- 一、西方村勘左衛門飢人御扶持願御奉行衆へ指出候事
- 一、額田村市十郎宅御休ニ相成候哉之伺、別留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、諸職人并人足去年中御普請ニ召仕候員数書付、大吟味方へ前留之通指出候事
- 一、定式御催促物、前留之通御奉行衆へ指出候事
- 一、諸職人元帳并工数証文壹冊、御普請方へ遣候様相廻候事
- 一、元山改帳壹冊歩附年番へ相廻候様遣候事
- 一、伊藤三郎兵衛殿竹木拝領ニ付、村方へ之証文四枚相廻候事
- 一、赤林八郎左衛門殿右同断ニ付、証文壹枚相廻候事、尤手形取請此方へ廻候様申遣候事
- 右、受払方へ相廻候事
- 一、御普請方ニ而召仕候工数証文都合六拾八枚右役所へ相廻候様受払方へ遣候事

(二七一一)

以 書付致啓達候、扱下瀬谷村追放人作次郎去十二月廿七日、於太田村ニ水木村嘉市と口論之上及刃傷候趣相聞候ニ付、作次郎等召捕糺之上、御扱下太田村拘り之者ヲも為相糺候所、いさいハ別巻口書之通ニ御座候、仍扱下拘り之者共ハ別冊之通、刑目論筋申出とも御兩名ニ認及御相談候間、外ニ思召も無御座候ハ、御扱下拘り之者ヲも刑御目論、御一同伺御指出被下候様致度存候、此段御相談かた  
 〳得御意候、以上

二月廿二日

加藤孫三郎

入江忠八郎様

右、同意之由ニ付刑目論相廻候付、晦日御奉行衆へ指出候事



(二七二)

石神拔瀬谷村追放人作次郎と申者、去十二月廿七日、水木村嘉市と申者と於太田村口論之上及刃傷候趣相聞候二付、召捕遂吟味候所、右発リハ当五六ヶ年以前水木村にて致博奕候後より及口論候へとも一端事済候申之所、嘉市残念之由にて立帰持合候小刀ヲ以作次郎へ手疵為負候付、作次郎及刃傷嘉市へ深手為負候旨いさい別巻口書之通ニ御座候間、拘リ之者とも夫々ニ刑当可申付奉存候、仍別冊目目論指添御下知奉伺候、以上

二月

入江忠八郎

加藤孫三郎

(二七三)

別紙御達之趣、御用番廻状仕出落申候由ニ而、此度御寄合席へ御指出ニ付相廻申候、御順覽可被成候、以上

二月

大里組

七組宛

丑八月十四日

一、郷中之者、御制禁之着服并長脇指帯候者引上候様仕度旨、先達而御役名ニ而伺置候処、伺之通取計、尤脇差ハ何尺より引揚候哉申出置候様ニと、赤林八郎左衛門殿より伺書御下ケ御口達候事

但、脇指寸尺之儀者御目付方へ問合候得共、今以不相訳候間、訳候ハ、御用番より廻状可仕出

呉候事

(二七四)

覚

一、あいおなんと木綿袷羽織袴ツ 一、同足袋袴足

(二七三)

\*御用番 各郡奉行で申し合わせて置いた役。一〇郡の郡奉行の藩諸役への伺いを取り扱った。文化六年には常葉郡奉行の小原忠次郎が担当した。

\*長脇指 ながわきざし。大脇差ともいう。脇差のうち一尺七寸(約五〇cm)以上一尺九寸(約六〇cm)までの長大な脇差。表向き大刀を差せない町人なども用いた。

(二七四)

\*あいおなんと 藍御納戸。御納戸色はねずみ色がかった藍色のこと。藍御納戸はさらに藍色の度合いが強い色。

但、紋丸之内違立花

一、浅黄縞男单物壹ツ

一、花色目引男袷壹ツ

一、花色無地男綿入壹ツ

一、同き(小倉)くから男帯壹筋

一、同き(脚半)はん壹足

一、萌黄風呂敷壹ツ

一、白絹下帯壹筋

但、四幅山形二立ノ字ノ印

メ 九品

右、扱下稻木村百姓兵九郎与申者、去ル廿二日留主之砌、前書之品々被盜取候旨訴申出候、仍而御申

合いたし寄々心ヲ付可申段、御奉行衆へも申出候間御触流可被下候、御覽御順達可被下候、以上

正月廿五日

入江忠八郎

九郡宛

以 廻状致啓達候、扱下太田村羽部祐九郎三男帯刀之儀付、去暮中閉戸被仰付候所、最初より之次第

御留旁別紙相廻申候間御順覽可被成候、以上

正月廿日

入江忠八郎

九郡宛

(二七五一一)

我々倅共次男・三男二不限同居之内ハ為致帯刀来候儀、先輩共より申送り御座候、且私共被 召出候

節も何等之御達も無御座候間、先規より帶來候趣を以為致帯刀申候、然ル所、去冬三男嘉八郎儀、田

宮流居合佐藤政之進より免許仕候旨申出候所、次男三男帯刀不相成候所、何レ之存寄にて申出候哉、

書付ヲ以存寄申出候様御尋御座候所、右之儀ハ先輩より申伝も御座候趣、我々倅共二限り次男・三男

帯刀不相成と申義、私共ハ勿論同列共も不弁ニ御座候間、御目付方へ御内意相伺候所、士分之者倅共

(二七五一一)

\*閉戸 へいこ。閉門のこと。武士・

僧侶・社人らに課せられた謹慎の一

つ。五〇〜一〇〇日間、門の出入り

を一切禁止された。

次男・三男たり共為致帶刀候而不苦旨御指図御座候、仍之先規より為帶來候通、已來共ニ為致帶刀申度奉存候、以上

卯十月

羽部祐九郎

(二七五—三)

我々倅次男より已下帶刀之儀御尋御座候付、先日書付を以申出候所、御目付方指図候儀ハ誰より指図ニ在之哉之旨御尋御座候所、御徒目付福田市郎衛門へ内意相伺候所、役所相談之上挨拶可致旨申聞在之、追而帶刀不苦趣指図御座候、以上

卯十一月

羽部祐九郎

(二七六—一)

扱下太田村郷士羽部祐九郎三男嘉八郎儀、常々帶刀仕り、猶又田宮流居合佐藤政之進より免許仕候旨申出候所、先年より郷士共二男よりハ帶刀不相成御定ニ而、既ニ宝曆二申年田中々村郷士大内勘衛門次男帶刀之儀ニ付、其節相伺右勘衛門次男ニ限り同居之内計帶刀相濟、右之外郷士一統次男已下帶刀為致候儀不相成、都而百姓同様之取扱御座候付其段相達候所、祐九郎より同列共へも承合候由之処、何れも御法之儀不弁ニ付、御目付方へ内意承候へハ、十分之者次男三男迄刀為帶不苦旨指図も有之、尚同列一統次男・三男迄先規より帶刀為致來候付、是迄之通次男以下帶刀為仕度旨申出候所、外扱郷士次男等帶刀仕候儀ハ不承及候、右ハ先年より御法有之儀、猶更前件申上候通、大内勘衛門次男帶刀之儀見合も御座候付、次男已下帶刀古例之通不相成段、屹卜相達候様可仕候、仍申年伺御達之面別紙写相添此段奉候、以上

正月

入江忠八郎

右、申出候通惣領迄ハ御免ニ有之、次男帶刀不相成旨、辰閏六月御奉行衆より御達之事

(二七五—三)

\*御徒目付 おかちめつけ。目付の支配に属し、監察を主な任務とする職制。武士の身分、職名の一つで、騎乗を許されない軽格の武士。警備、探偵などに従事した。

(二七六—一)

\*田宮流居合 抜刀居合術の一派。戦国時代の神夢想林崎流の流れをくむ田宮平兵衛重正の始めたもの。片膝をついたまますばやく刀を抜いて敵を切るわざ。

\*不弁 わきまえず。心得ていない。

(二七六一)

扱下太田村郷士羽部祐九郎三男嘉八郎儀常々帶刀仕、尚又田宮流居合佐藤政之進より免許仕候旨先達而申出候付、先年より郷士次男以下帶刀不相成御法之趣相達申候所、同列一統御法之儀不弁二付、御目付方へ内意承指図之振茂在之由二而、以來先規之通帶刀為仕度旨申出候間、前振等相糺委細当春中相伺置候所、古例之通次男已下帶刀不相成旨此度御達御座候付、其旨祐九郎ハ勿論外郷士共へも相達置可申所、祐九郎儀御法不弁二付御目付方へ内意承候段申出候所、最初役所より相達候上ハ御法之儀も相弁、何方へ承候ニも不及儀ニ御座候所、支配役所ヲ疑心いたし、帶刀為致度旨強而申出候所、件之通御法有之儀迄達之趣疑心致候様ニ而者、此上諸事下知も行届兼、一統取扱之故障ニも罷成、尚又御法相背是迄帶刀為致來候段、甚不束至御座候間、以來取メ之為屹ト御示御座候様仕度、同役共へも判談之上祐九郎へ者否不申達、先達而追々申出候別紙三通相添此段奉伺候、以上

七月

入江忠八郎

(二七七)

一、

太田村郷士

羽部祐九郎

其方三男嘉八郎儀、常々致帶刀、猶又田宮流居合免許いたし付、帶刀為致候而も可然哉之旨、御目付方へ問合候処、不苦旨挨拶有之付、先規之通帶刀為致度旨御郡奉行へ申出候由之所、惣領之外者帶刀不相成旨兼而御郡方より達有之上ハ、外役所へ問合候迄も無之所、支配役所ヲ致蔑、帶刀為致度旨強而申出候始末、不調法之至ニ付閉戸申付候もの也

右、文化五辰十二月十四日、御奉行赤林八郎左衛門殿於御宅、小原忠次郎殿出席二而、右之通被

仰渡、日数廿日ニ而已正月五日御免被遊候

(二七八)

去ル廿六日扱下之者へ別紙写之通、被 仰渡於拙者難有仕合奉存候、右之段得御意候条、乍御世話御  
順達可被下候、以上

正月晦日

九郡宛

皆川弥六

皆川弥六扱下

野口村庄屋

喜衛門

右之者、代々役筋相勤、土地方地坪功者之ものニ而、分明相弁居、用水便無之所ヲ工夫を以石山切開、  
永久之場ニいたし、那珂川根付荒田<sup>\*</sup>ヲも追々致開発、其身之行状堅固成生質、隣村ヲも致兼帯候処、  
取扱宜旁奇特之者ニ付、苗字麻上下一代御免

同人扱下

久那瀬村庄屋

弥惣衛門

右之者、代々役筋相勤候者ニ候処、万端村中心ヲ用出精取扱一村致熟和、育子之儀ニ付而も、困窮之  
者へ者夫々ニ任望相救、農業出精いたし候付、一代苗字麻上下御免

(二七九)

以廻状得御意候、扱下下江戸村次郎平母へ、去ル廿六日別紙写之通被仰渡、於拙者難有仕合奉存候、  
此段得御意候条、乍御世話御順達可被下候、以上

正月廿七日

九郡宛

白石又衛門

白石又衛門扱下

(二七八)

\*川根付

かわねつけ。根には辺りなどの意が  
あり、川の付近にあることをいう。

下江戸村

百姓次郎平母

しな

右之者、当年百才ニ相成候由申出候趣茂有之、稀成高年之者ニ付、御扶持方壹人分被下置候条、其旨可申渡者也

(二八〇一一)

以廻状得御意候、郷中之者共服制之儀ニ付御達有之、先日以廻状得御意候所、右御制服取上候儀ニ付、忠次郎殿御兩名ニ而別紙之通伺申出候所、取上候儀者申出之通ニハ不相濟候間、此間之達書之通郷中へ早々申触候様ニと、昨日御奉行衆より御達御座候、依而ハ過料員数奢移防方之儀者、追而御相談申候様可致候

一、他所商人等入込候村々申出候様、御奉行衆より御達ニ付、去ル亥年中伺濟候村々別紙之通り申出候所、右之外盆暮市等ニ而も有之、他所商人等入込候村々無之哉、御陣屋詰同役共へも申合得下相糺、相違無之様申出候様ニと御達御座候間、御糺之上有無共、月番役所へ早々御廻可被成候、右之段得御意候、以上

二月廿五日

藤田次郎左衛門

右ハ去ル亥年申出候通、友部・大久保・介川三ヶ村之外ハ無之旨申遣候事

岡野庄五郎様

増子幸八郎様

入江忠八郎様

加藤孫三郎様

尚々、本文他所商人等入込候村々、別紙之外ニ者無之事与存候所、本文之通得下相達候様御達ニ付、得御意候事ニ御座候、以上

(二八〇一二)

\*盆暮市 五蘭盆の頃と年の暮に立つ市。

(二八〇二)

郷中之者御制服并長脇指帶候ヲ見咎候節、為過怠其品役所へ引上、欠所二組入候様仕度旨申出候所、伺之通取計可申旨、去ル丑八月中御達御座候得共、然ル所此度制服之儀二付、御達書ニハ過料或ハ旨儀ニより曲事ニも可申付旨、御達御座候所、其品不取上候而者取メリニも不宜候間、丑年御下知之通、見当り次第為取上候様可仕奉存候、右二付候而ハ御町在共ニ御制禁一体之儀ニ御座候得者、御町方ニ而も同様見咎候品取上候様、御達ニ仕度奉存候、尤郷村触之儀も指扣置相伺候間、否早速御下知御座候様仕度此段申上候、以上

二月十九日

小原忠次郎

藤田次郎左衛門

(二八一)

覚

玉造浜 湊 (安)あら川 太田 友部 馬頭 大中 部垂 天下野\* 石塚

太子 小川\* 下野宮町 鷺子町 介川 大久保

右、渡り商人是迄之通入込候儀、去ル亥年中申上御濟口ニ罷成候村々前書之通ニ御座候、以上

二月廿四日

藤田次郎左衛門

(二八二)

以書付致啓達候、沢村一乘院御年貢未進四両式分余有之分、数年不取扱指置候儀二付、右村役人へ弁納御申付可被成由ニ候得共、困窮之者共ニ付、丸々為仕拔候様二者被成兼候付、右院家財払代を以件之金高并倅主計牢扶持代之内ニ而指引、殘金之分村役人ヲ始縁者共より弁納罷成候付而ハ、右院由緒飯田善藏院・鴻巣村大鏡院・門部正覚院・野口村祠官長山大隅、右四人之儀も沢村役人より一左右次第、右村方へ罷越割合見届割配申請候様可相達段、先達而被仰聞候振を以、則此節相達候処、右之内

(二八一)

\*天下野(村) けがの村(久慈郡)。小菅組に属する。現常陸太田市天下野町。久慈川支流山田川上流域に位置し、東金砂神社がある。旧名は下高倉村であったが元禄十二年改名する。山間部の中心として盛え、文化元年に稗倉を設た。

\*小川(村) 下小川村(久慈郡)のこと。現大子町西金・常陸大宮市盛金付近。久慈川中流域に位置し、村内を久慈川が北から南へ流れる。

\*渡り商人 商品を持って売り歩く商人。行商人。

大鏡院義者一乘院伯母智二候得共、悉極窮之者にて、日々之經營さへ取統兼候趣二相聞、猶又門部正覺院事者右大鏡院從弟之由二而、一乘院江者更ニ血縁も無之、続合与申迄之趣ニ御座候間、右兩院引請之割合分之儀者、可然御了簡御座候様致度、扱又一乘院無住二付、且方等之儀者支配頭鴻巣村宝幢院へ相達置候所、此度飯田村善藏院へ兼職申付度旨、右宝幢院より願之趣も有之ニ付相濟シ、一乘院什物之儀村方申合引取候様、善藏院并沢村役人へも相達申候処、一乘院持分百姓地畠方も有之由ニ候得共、此儀ハ何れ之振ニ御扱罷成候哉、追而被仰聞候様致度、此段旁及御掛合候、以上

二月廿四日

一瀬藤兵衛

加藤孫三郎様

尚々、本文牢扶持代之儀者、度々御町方より催促有之候間、割配相極次第飯田善藏院等へも早速并納致候様可申付、尤金子ハ沢村役人方へ指出候様可相達候間、常葉御同役所へも被仰合、御支配下并右御役所御扱下之者共前頭并納金之儀も、是又沢村役人方二而一同取揃、早速当役所迄相納候様、右村役人共へ御達ニ致度、猶又都而割合面付之義者、心得ニ承知致度候間、追而御廻可被下候、以上

(二八三一一)

御帰国ニ付、太田ニ而備中守殿揚屋敷江馬場御殿為御引ニ相成、尤至極御差急キ御帰国已前御普請御成就之積ニ相達候、仍而木柄之儀大体 御殿地有之候分伐取御用ニ相成候様御普請方へ相達候処、元木之儀別紙之通申出有之候所、申出之通御入用無之候事可有之所、御普請方より可申参候間、其節指支無之相廻候様宜御執計可被成候、以上

二月廿四日

中村与一左衛門

加藤孫三郎様

(二八三一一)

\*揚屋敷 あげやしき。中山備中守が、享和三年常陸太田の館を返納して、松岡へ移った跡の元屋敷。



(二八三一一)

覚

一、杉元木三拾本 但、四尺廻りより五尺廻迄

右ハ太田<sup>\*</sup> 御殿此度新キ御普請ニ付、元木前書之通高貴村長谷向ニ而相渡候様、加藤孫三郎方へ御断可被成下候、以上

二月

御普請奉行共

(二八四一一)

乍恐以書付御訴申上候事

一、当村兵三郎与申者、去ル廿四日之朝大中村江塩駄賃ニ罷越帰之節、小菅村地之内日之沢と申所罷通候砌、年頃三七八之男、三十才位之女、三才計之子供を連相休居候所、右之女病氣ニ而歩行不相成致難義候間、何卒帰り馬ニ為乗呉候様ニ無心<sup>\*</sup>被申候間、駄賃錢五拾五文ニ相究為乗、村方迄参り候所夜入致難義候間、一夜止メ呉候様頼ニ付、右兵三郎方へ右三人共止宿<sup>\*</sup>為仕候由ニ御座候所、然所翌廿一日朝右之男申候様ハ、途中江荷物頼置候間、只今より立帰り持参いたし度候間、少々之内女房・子供を指置呉候様申聞、何れか罷越候所、女房義其夜より病氣ニ而取臥、次第二様子不宜候得とも医師も無之故、修験覚乘院閑居医心御座候間相頼見セ候所、<sup>\*</sup>疾瘡之種氣<sup>(毒)</sup>と相見候由ニ而、薬杯為相用候へとも次第二指重り、昨廿四日之朝相果申候所、右之男ハ廿一日之朝罷出候俣、只今以不罷帰候旨申出御座候二付、庄屋并支配組頭早速罷越相糺候所、旅人体之者と見候間、生所等をも相尋候所、川尻辺江罷通り候由を承候而已、病人へも生所者更々承り不申候由ニ而、何れ之者□とも相訳り不申、甚夕指支奉恐入候得とも、死骸へ者番人を付置、右三才位女子ハ兵三郎母役介仕置此段御訴申上候、依如件

文化六年巳二月

高原村

石神

庄屋

(二八三一一)

<sup>\*</sup>太田御殿 宝永四年十月水戸藩家老中山備前守信敏は太田村地内の「屋敷構」を命じられ、その敷地を佐竹氏の居城跡と、太田御殿と呼ばれた。

(二八四一一)

<sup>\*</sup>小菅村 こすげ村(多賀郡)。小菅組に属する。現常陸太田市小菅町。享和二年郡奉行所の陣屋が置かれた。

<sup>\*</sup>無心 他人の迷惑をまかえりみないで頼むこと。

<sup>\*</sup>止宿 ししゆく。泊まること。

<sup>\*</sup>疾瘡之腫氣 皮膚に湿疹を發し、腫れてむくみが出る病氣。

御郡御奉行所様

伝衛門 印

与頭

五人 惣印

(二八四―二)

死骸改書\*

女衾人

生所不知

年三十位

但、惣身無疵

着類

一、花色綿入 一、千草袷 一、しま単物

一、もへき帯 一、黒無袖羽織

所持之品

一、鏡壺面 一、鏝百三拾四文 一、紙合羽壺ツ\*

一、小ふとん壺ツ 一、しま無袖羽織壺ツ 一、前たれ壺ツ

一、足袋壺足

右之者当月廿日、当村兵三郎方ニ止宿仕、翌日より病氣付候所、同廿四日相果候旨御訴申上候二付、死骸御改御座候間、我々共御案内申上候所、前書之通相違無御座候、已上

文化六年巳二月廿六日

高原村

庄屋

伝衛門 印

✓ (与頭)

彦兵衛

惣次衛門 惣印

(二八四―二)

\*死骸改書 死人の体、着類、持ち物を調べた報告書。

\*紙合羽 かみかっぱ。桐油をひいた紙で作った合羽で、庶民の雨具。

改人 石神御郡方

大内伝吾 印

## (二八四―三)

扱下高原村百姓兵三郎与申者、去月廿四日大中村へ罷越婦之節、小菅村二而年頃三十七八之商人人体之男・三十位之女、三才計之小兒ヲ連相休居候所、右之女病氣之由二而致難義候間、馬ニ為乘呉候様被頼為乗参り候所、夜二入候間宿貸候様頼二付、右三人共留置候所、翌朝右之男脇合へ頼置候荷物致持参候由二而、何れ江歟罷越候所、女之病氣次第二不宜終二相果候所、右之男今以不罷婦由申出候付、拘り之者共為相糺候所、委細村訴之通無相違生所等更二不相分、男ハ右之女置去二いたし候事二も可有之や、今以不罷婦候得とも、指而疑心之筋も相聞不申候間、先ツ土中仮埋申付置候事二御座候、且小兒之義ハ当時村方へ預ケ置申候、尤筑波在之者之由申歟二相聞候得とも是以耽与不仕候間、万一御領中之者とも難計奉存候付、外同役ともへも申合村々触流候様仕、此上右之男も不罷婦住所不相分候ハ、所持之品ハ小兒之方へ為引取、土中立札為致候様可仕奉存候、仍而村訴死骸改書とも指添此段申上候、以上

三月

加藤孫三郎

## (二八四―四)

以廻状得御意候、扱下高原村百姓兵三郎与申者、去ル廿四日小菅村内日ノ沢と申所、罷通候所商人人体之者、夫婦つれにて小兒ヲ連相休居候所、女病氣之由二付被頼、戻り馬ニ乗セ参り候得とも夜二入候付、宿貸候様頼二付、右三人とも留置、翌朝右之男脇合へ頼置候荷物致持参候由二而、何れへ歟罷越候所、女之病氣不宜、終二相果候旨申出候付、為相糺候へとも生所等不承届何国之者とも不相分候間、先ツ仮埋申付置候へとも、万一御領中之者とも難計候付、御申合之上村々触流候様可致段、御奉行衆

へも申出候間、乍御世話御触出被下候様いたし度存候、御覧御順達可被下候、以上

二月晦日

九郡宛

加藤孫三郎

容体書

一、男 三十七八位

立縞綿入着し脇指帯

一、女 三十位

花色綿入千草袷<sup>\*</sup>着しもへき帯<sup>メ</sup>

一、娘ノ子三才位

右之通御座候、以上

(二八五)

覚

寛政七卯十二月

一、

本米崎村

立帰

四郎平

寛政八辰四月

一、

同村

<sup>\*</sup>十人<sup>(組)</sup>与

四郎平

右之者共、御追放被仰付候所、先二四郎平与ハ別人二有之哉申出候様、御達御座候付為相糺候所、先二御追放ニ相成候者とハ別人之由申出候、仍而此段申出候、以上

三月

加藤孫三郎

(二八四―四)

<sup>\*</sup>千草袷 ちぐさあわせ。千草色の裏つきの着物。千草色は萌黄色で黄と青の中間色。

(二八五)

<sup>\*</sup>十人<sup>(組)</sup> じゅうにんぐみ。領内の町や村で近隣一〇戸を一組とした自治組織。相互扶助、連帯責任、相互観察などを行なわせた。幕府・諸藩共に領内では五人組制度を行なったが、水戸藩では一〇人組制度が行われ、享和三年に至り、五人組制度となった。

(二八六)

覚

寛政二戊十二月

一、

長倉村 喜八

秋田村 銀十

是ハ金沢村帳外幸介拘リ之由於役所相分リ不申候

寛政四子閏二月

一、禁獄五十日宛

上高場村

先与頭喜衛門倅

嘉七

百姓林之衛門倅

清三郎

是ハ同村庄四郎拘リニ御座候、以上

寛政三亥十二月

一、閉戸七日

横川村

百姓清兵衛次男 祐七

寛政四子六月

一、手錠十日

同村

伴助

是者横川村持山新田小平次男幸吉拘リ之者ニ御座候、右之外同村惣介・下君田村庄衛門

刑当之義者相分リ不申候

寛政六寅閏十一月

河原子村

一、斬罪打捨

立帰 茂次衛門

是者、宮田村久次郎拘リ之者ニ御座候

(二八六)

\*手錠 てじよう。手鎖とも書く。刑罰の一つ。庶民の軽罰に課せられた。

右拘り之者共、如何被仰付候哉、相糺可申出旨御達御座候間、為相糺候処前書之者共ハ相分り候得共、扱御引訳已来留等も所々へ引訳ケ候付、不残相分り不申候、仍而此段申出候 以上

三月

加藤孫三郎

御目附様中

(二八七一)

乍恐書付を以奉願上候事

一、鏝貳拾八貫貳百八拾四文

下高場村

去ル西より辰迄貳拾ケ年上納

願人

内六貫文御上納仕候分

佐次衛門

右、御普請方元手代清水彦衛門引負鏝、当村嘉之衛門へ右之鏝九拾四ケ年賦弁納被仰付奉畏、御普請方御役所様へ年々鏝三百文宛相納来候処、嘉之衛門儀も去ル未年九拾才ニ而相果、倅佐次衛門六拾才ニ罷成、此もの儀も当貳拾ケ年以前女房病死仕、娘忝人御座候処聿を取孫貳人出生仕候、佐次衛門儀元来極窮百姓御座候而御上納指詰り、聿儀者身売奉公人ニ罷出、幼年之孫貳人引請世話仕候得ハ、農事江手伝候儀も相なり兼、娘忝人にて農業出精仕候而、漸取統罷在候仕合ニ御座候、左候へハ時々御上納辻ニも指支、猶又弁納鏝御上納之儀も、何レニも出来方無御座難儀仕罷在候、仍之前書申上候弁納鏝御上納之儀御免被成下置候様奉願上候、何とも恐多キ御儀ニ奉存候得とも、御上様之御仁恵ヲ以前書願之通リ被仰付被下置候様奉願上候、左様も無御座候而者、何レニも百姓取つゝき兼難儀仕候、何卒御仁慈之御了簡を以願之通御免被成下置候ハ、当人之儀者不及申上、村役人一同難有仕合奉存候、仍而如件

文化六年巳正月

右村

御郡御奉行所様

庄や

くミ頭 惣印

(二八七一)

\*身売奉公人 みうりほうこうに  
ん。前借金と引き替えに約束の期間  
勤め奉公する人。

(二八七—二)

扱下下高場村佐次衛門親嘉之衛門と申者、元御普請方手代清水彦衛門請ニ相立候付、右彦衛門引負鑑弁納被仰付、当佐次衛門代ニ罷成候而も是迄年々上納仕罷在候処、右弁納御免願申出候付為相糺候処、往元極窮之上次第ニ老衰仕、農事手伝も不相成、娘壺人之働を以漸今日ヲ経営いたし、時々之上納ニも指支、寔ニ艱難之暮方いさむ村願之通無相違相聞申候間、何卒村方願之通弁納御免被下置候様仕度、願書指添此段奉伺候、以上

三月

加藤孫三郎

(二八八)

御書付致拜見候、馬場御殿太田へ為御引ニ相成候付、元木之儀別紙之通御普請方より申出候処、左程之御入用者無之事ニ者可有御座候得とも、御普請方より懸合有之候ハ、御指支なく相廻可申旨承知仕候処、右も<sup>(最寄)</sup>より御立山ヲも為相糺候得とも、右等之元木ハ無之段申出候、猶又同所御用之由にて、歩附方よりも杉角物三拾五六町伐取度旨掛合御座候処、御急之よしニ付此分ハ相渡候様可致候得とも、御普請方御用之分者外扱下なりとも、又ハ御買上たりとも可然御了簡御座候様仕度奉存候、仍而御廻之別紙ハ致返上、此段得貴意たく如斯御座候、以上

三月

加藤孫三郎

中村与一左衛門様

(二八九)

扱下里川筋町屋橋下より落合迄之間、是迄年々<sup>\*</sup>鮎・鮭・鱒運上申付候処、右川筋御鷹場以来殺生指留置候得とも、鱒ハ正月頃より四月頃迄、鮎ハ四月頃より九月頃まで、鮭ハ七月頃より十月頃迄殺生仕候処、鱒鮭之儀者寔ニ少分故、鮎のミ専一二運上仕候間、当三月より八月晦日まで殺生御免之内者、鮎運上是迄之通申付、鱒鮭運上者<sup>(差)</sup>し留置候様可仕哉、前例為相糺候得ともしかと相分兼候間此段奉

(二八九)

\*鮎・鮭・鱒運上 鮎・鮭・鱒にか  
かる雑税の一種。一定の税率で賦課  
した。定率でないものを冥加といっ  
た。

伺候、もはや時節指掛り候儀ニも御座候間、早(速)く御下知御座候様仕たく奉存候、以上  
三月  
加藤孫三郎

(二九〇)

覚

上高場村

久藏

(二九〇)

\*町牢屋敷 城下で牢屋を構えた区域。水戸では赤沼に置かれた。

但、申渡書者裁許留ニ有之候付、爰ニ略ス  
右之者、去ル廿五日、於御町牢屋敷被仰渡書(写)う(写)つし掛御目申候、以上

三月

加藤孫三郎

御目附様中へ

(二九一)

二月晦日仕出御用

- 一、下江戸村次郎平母百才之廻状壹通、八田へ返候事
- 一、野口村庄屋等御慰勞之廻状壹通、鳥子(鳥)へ返候事
- 一、羽部祐九郎立代之廻状壹通
- 一、右同人三男帯刀之儀廻状壹通
- 式行、常葉へ廻候事
- 一、稲木村兵九郎被盜品廻状、丑年長脇指之御達廻状、都合式通、大里へ返候事
- 一、夫食稗御濟口之御達書壹枚、御奉行衆へ返上致候事
- 一、高原村ニ而生所不知病死死人之儀、前留之通御奉行衆へ申出候事
- 一、里川筋鮎運上之儀、前留之通右同断
- 一、下高場村佐次衛門御普請方弁納御免伺前留之通右同断



一、瀬谷村作次郎口論一件刑当振伺、前留之通右同断

一、太田御旅館場御普請御材木之儀、前留之通御用人衆へ致文通候事

一、石神内宿村仁左衛門等飢人御扶持相済候、為知別留之通吟味方へ指出候事

一、上高場村久藏申渡書写壹枚、前留之通御目付方へ指出候事

一、本米崎村四郎平儀、前留之通右同所へ申出候事

一、長倉村喜八等拘り之者刑書出壹枚、前留之通右同断

一、高原村ニ而生所不知病死人之儀ニ付、前留之通廻状仕出候事

(二九二一)

御普請方請負竹直段、別紙之通ニ有之旨、右役所より申来候間相廻申候、御順達可被成候、以上

二月廿七日

浜田組

\*小菅組 大里組 石神組

(二九二二)

覚

一、中竹拾本ニ付 代鑑百拾五文

一、小竹拾本ニ付 代鑑四拾三文 付札 小竹代鑑しかと相分兼候得とも、於役所四拾三文と相極割

出申候無之次第も御座候ハ、早そく可被仰聞候、以上

大さ(里)と組

一、佐良竹拾本ニ付 代鑑貳拾四文

右、当巳年より未年迄右之通ニ御座候、以上

巳二月

御普請かた

(二九二一)

\*小菅組 こすげぐみ。享和二年郡制改革により、小菅村に陣屋がおかれ小菅組が成立。支配する村々は、久慈郡三〇ヶ村、多賀郡一三ヶ村、計四三ヶ村。常陸太田市北部・日立市西北部・大子町東部にあたる。文化六年当時の郡奉行は、岡野庄五郎。

(一九三)

小木津村善三郎・大沼村忠次、先日御駕籠之者ニ召抱度由ニ而受状遣候所、右之者共儀ハ村方有之付、早速下リニ可相成処、御帰国御日前も無之間、御借ニ而下リニ相成度旨、当人願も有之間、御目付方より筋へ伺之上相濟候間、下リ次第村方可相廻間、其旨村方へ達置候様、御目付方より達候事

一、額田村久三郎糺之上、刑目論伺出候様、御奉行衆より御達候事

一、長山半大夫改名願之通、相濟候旨御達候事

一、小沢村人別勝十事林平、寛政十年御追放相成候申渡書、御留御用指出候様御達候事

一、養老之者名前御付札にて御問返し有之候事

右受払方より頭書にて申来候事

(一九四)

覚

寛政十年十月廿七日

小沢村

一、

勝十事

林平

申渡書略ス

右、御留御用指出候様御達ニ付、則書拔奉入御覽候、仍而此段申上候、以上

三月

加藤孫三郎

(一九五)

以書付致啓達候、然者川流往古与相違、土地ヲ失候方之土地河向之他村へ付洲ニ相成候土地ハ、往元土地ヲ失候方へ高辻組入候例、御扱下久慈川根付留村歟ニ有之由覚候者も御座候間、乍御世話留村之例御糺被下候様致度、此段得御意候、以上

二月晦日

藤田次郎左衛門

加藤孫三郎様

右ハ相糺候所、留・亀下村往元一村ニ而分り候間、土地方入会ニ而、強亀下之土地ヲ留へ組入候事  
ニも無之間、外見合ニ者不相成段及返書候事

(一九六)

以書付致啓達候、然者扱下馬渡村百姓与兵衛潰ニ相成候付、御年貢未進等御扱下由緒ニ割賦<sup>\*</sup>之儀、先  
達而御寄合之節、市村仁衛門方へ石川庄吉より為相懸合申候所、今以御挨拶無御座候所、度々村方よ  
り催促申出候間、近日否御答御座候様致度、此段得御意候、以上

二月廿六日

藤田次郎左衛門

加藤孫三郎様

(一九七)

以書付致啓達候、扱下西宮村彦三郎与申者、御扱下白羽村平兵衛後家与及掛合、御糺之上去三月中御  
申合有之、刑当申付候儀ニ有之候へ共、然ル処彦三郎持高之内、右平兵衛へ売渡置候分下直ニも候ハ、  
元金にて買返候様御糺之節、御申付も有之由、則右高辻此度平兵衛方より元金にて買返シ、村内へ売  
渡度由之処、故障有之不相整由にて及出訴候間、せんさく之上、此度刑当申付候義ニ御座候へ共、前々  
平兵衛方へ売渡候分、田島之儀ハ平兵衛方へ居置候様可申渡存候、右ハ御役所御糺之節下直ニ候ハ、  
元金ニ而買戻候様御申付も御座候由ニ候へハ、此度糺方并裁許之趣ヲも及御掛合度、口書一卷并刑目  
論共ニ指添此段得御意候、以上

三月二日

入江忠八郎

加藤孫三郎様

(一九六)

\*割賦 わつぶ。割り付けること。  
割り当てること。

(一九八)

覚

石神内宿村

百姓清蔵親

清左衛門

是者、去辰年中病死仕候

児島村

百姓弥兵衛祖父

弥之衛門

是者、去辰年九拾才ニ罷成候所、村方脱落ニ而春中申出無之、五月中申出候付其節申上、去辰年より初被下置候

右者九拾才已上之者名前正月中申上候内、御附札を以御達御座候付相糺候所、前書之通ニ御座候、仍而此段申上候、以上

三月

加藤孫三郎

(一九九)

御書付致拜見候、御扱下西宮村彦三郎与申者、白羽村平兵衛後家と及懸り合、先達而裁許相濟候所、彦三郎持高之内右平兵衛へ売渡候分下直ニも候ハ、元金ニ而買返候様、役所穿鑿之節申聞も有之間、買戻し外へ売渡度旨願申出候由ニ而御吟味之所、外へ売渡候儀者故障有之、是迄之通平兵衛方へ居置候振ニ、御裁許可被仰付由ニ而被仰聞候付、先ニ口書ヲも見合候所、彦三郎口書ニ者何等之儀も不相見候へ共、平兵衛後家口書ニ者、元金指出買戻シ候節ハ相返候哉与相尋候所、元金指出候事ニ候へハ、何時ニ而も無相違可相返旨答ニ相見候間、彦三郎へも口書之面ニ者無之候へ共、右之通為申聞候事与存候、此上平兵衛後家右土地所持之内ハ元金さへ指出候ハ、相返候所存之趣ニ候へ共、若困窮等ニ及候節ハ、勝手次第外へ売渡候事ニ御座候へハ、其節ハ相返候様ニハ不相成儀ニ御座候間、此段御心

得迄旁得御意候、仍而口書卷致返進御答旁得御意候、以上

三月五日

入江忠八郎様

加藤孫三郎

(1100)

御書付致拜見候、御扱下馬渡村百姓与兵衛跡由緒わり(割賦)ふ之儀、先達而御寄合之節、庄吉方より仁衛門方へ懸ケ合も御座候由之処、度々村方より催促願御座候由にて被仰聞候へとも、右之儀ハ去七月中御寄り合之砌、御一同へも及御相談、遠縁之儀殊ニ極窮之ものにて割賦等引受候得ハ、友潰ニ相成候ものニ御座候間、妻子引受候儀ハ勿論、拝借又者村役人指替等ハ不相掛、全之未進計相懸可然と御相談為決候儀ニ奉存候、尚(委細)いさい者庄吉方へ仁衛門方より懸ケ合候筈ニ御座候間、猶宜御了簡御座候様ニ奉存候、以上

三月五日

藤田次郎左衛門様

加藤孫三郎

(1101)

以書付致啓上候、馬渡村与兵衛跡村松・高野由緒割賦等之儀、正月中御より合之節御咄も御座候処、右之儀ハ去七月中御寄り合之砌、御頭様方御相談にて相決候由ニ御座候間、定而御承知之儀と存候間、宜御了簡御座候様ニ奉存候、尤先達而御より合之砌御咄\*合申候通、村々由緒割賦願候儀ハ、少分之儀迄願取請候様候へハ、限りも無之事故一体ハ更ニ前々より不取請御申合にて、村々へも申触置候得とも、其内村役等相勤候跡等にて、大金いつれニも仕抹無之類之分ハ、表向者御山横目等取扱ニ而割賦等為取扱、内々ハ寺役所よりも罷出指図いたし候、御同様行来ニ御さ候得ハ、右等小百姓少分之儀迄御役所御取扱にて、割賦と申候而ハ、限りも無之事之様ニも御座候得ハ、此上宜御相談御さ候様致度奉存候、右之段得御意度如此御座候、以上

(1101)

\*咄合 はなしあい。はなしあうこと。相談。

三月五日

石川庄吉様

市村仁衛門

(1101)

以廻状得御意候、歩付方御材木取運送之儀ニ付、此方御残り之御方へ御相談申候処、思召も無御座候付、則別紙之通申出候所、其節者指急候付、御留ニも不被成候事与奉存候間、御承知之御方も御座候得共、御留ニも可被成与相廻申候、且右申出之儀ニ付、一昨廿日三五郎殿より御口達御座候ハ、申出之趣尤ニ相聞候得共、右申出早候得者取残り御免之儀、何れ御修法<sup>\*</sup>も可有之候処、最早 御帰国前日<sup>\*</sup>間も無之事ニ候間、無余儀場所等御手入茂無之候而ハ不相成、仍御断高之内指急候材木ハ早速取候様、尤日雇錢被下候儀者、急々ニ者御了簡相済兼候間、追而御判談御了簡御座候由旁御達御座候間、是又御心得ニ得御意候、御順達留りより御返可被成候、以上

正月廿二日

小原忠次郎

九郡宛

尚々別紙申出ハ幸八郎殿御付札御座候処、御下国過追々ニも御材木取候様ニ而ハ、御免ニ申出候証も薄ク御座候間、次郎左衛門殿へ御相談之上、目論通申出候事ニ御座候、以上

尚書

御帰国被為在候付、御城内等御普請御材木取御注文、四万九千挺余之御達ニ而、是迄無御見合も多分之事ニ而、御立山有之村々ハ勿論其外運送申付候村方及難儀、就中常葉・浜田両扱者遠郷ニ而木取候分込も御材木方納迄ニハ遁候義無之上、臨時之人歩余計召仕旁難儀仕候付、運送方受負ニ仕人足日雇錢入用等 上より被下ニ仕度旨、浜田・常葉両役所より奉伺候所、御材木取之儀者、不依多少御国役之儀ニ而不得止事筋ニ付、諸入用 上より被下候儀ハ御故障有之難相済、乍去村々偏ニ相傷候段も歎敷儀ニ付、日雇錢諸人目共、惣郷割物ニ而取立相済申候様、御達之趣承知仕候、然ル所明和年中<sup>\*</sup> 良公様御帰国御用木并 御城御焼失ニ而御材木取等ニ付、天明四辰年迄之間山取之分ハ、四ヶ一 上より

(1102)

<sup>\*</sup> 修法 しゅほう。仕法とも書く。物事の仕方、方法。

<sup>\*</sup> 日雇錢 ひやといせん。一日ごとの雇いに支払う賃錢。

<sup>\*</sup> 良公 徳川宗翰（むねもと）。水戸藩第五代藩主。明和三年二月十四日、三九歳で死去。

被下、四ヶ三御領中割物に仕取立候儀ニ而、此度之分不残郷中割物ニ被仰付候而ハ、甚難儀仕候義ニ有之、且又追年人別相減隨而潰人も出来、荒地等も相過候、其分當時之立<sup>\*</sup>百姓共都而歩役等ニ至迄荷居候儀ニ而、別而及窮迫候儀ニ御座候処、去年已来田畑共甚不熟仕、極窮人共之内ニ者去年秋作収納之時節より夫食等不足仕、當時ニ而ハ其日々之才覚を以、漸<sup>⑧</sup>輕營取続居候者も間々相聞、仍之追々救方等之儀も彼是了簡仕居候御ニ有之候処、前頭御材木取も無御抛筋ニ有之所、たとへ諸人用共丸二上より被下候共、御材木取有之村々ニ而ハ、夫々ニ役も相当り相傷候儀ニ有之、其上朝鮮人來聘ニ付候而者、余計之役金等割掛ケ候中へ件之通御帰国ニ付、数万御材木運送賃迄割合候様ニ而ハ、折角御帰国被為在候儀一同悦罷在候砌、多分入用割掛申候へハ、愚昧之者共ハ御帰国ニ付歩役も繁ク、相傷候杯申候願ニ而ハ御仁徳も下へ通ジ不申、却而御帰国ヲ厭ヒ候様成義出来間敷者ニも無御座候、左候而ハ何共残念至極、且ハ恐入候義ニ御座候、たとへ土地方ニ付夫金雜石御免等之御救御座候而も、歩役繁ク御座候而ハ、此所より別而困窮も相増可申義与歎敷義ニ有之、御帰国ニ付候而も別而郷中御厭之儀、厚尊慮も被為在一同感服仕罷有候砌、多分之高掛物等被仰付候様ニ而ハ、折角御世話被為在候義も相届不申、我々共別而恐入候義ニ御座候間、非常之御了簡を以最初奉伺候通り上より被下候様偏ニ奉願候、若右之儀御了簡も難相濟御儀ニ御座候ハ、別紙ニ申上候通、是迄追々木取仕候式万千三百挺余分諸懸リ金高ヲ引除、普請等之人足日雇錢立廻しニ順、鏝百文ヲ人足壹人ニ直シ、御扶持米丈ケ残米有之村々へ金納ニ申付、惣金之内ニ而右ヲ指引、残金惣郷より割取候様ニも御了簡相濟申候様仕度奉存候、併百文ヲ壹人ニ仕候而ハ人足も相過申候間、此度之分ハ、百五拾文ヲ壹人ニ相立候様ニも可仕候、扱又残リ式万七千挺余分ハ、たとへ只今より山取ニ取掛リ候而も所詮御帰国前之御間ニ者合兼可申候間、此分ハ更ニ木取御免被成下候様仕度奉存候、仍而當時山取運送共ニ相扣居、此段一同奉伺候、以上

正月

御郡奉行共

(11011)

(11011)

\*立百姓 たちびやくしよう。一軒前で経営が成り立っている百姓。

\*歩役 かちやく。歩行役のこと。宿駅の人足役。宿駅には伝馬として馬役と人足役が賦課されたが、人足役を宿駅では歩行役とも呼び、伝馬屋敷を所持する住民に賦課した。

\*高掛物 たかがかりもの。村々に対してその石高に応じて課せられた付加税の総称。

覚

一、御材木四万九千式百九拾七挺 板小割物共

内式万千三百式拾五挺

是者、追々木取仕右之内二者運送相済候分も御座候得共、別紙伺之通御了簡相済申候ハ、残

リ之分入札を以運送受負申付候様可仕候、<sup>(亦カ)</sup>□都而右之割合ヲ以入用被下候様仕度奉存候

残式万七千九百七拾式挺

是者未山取不相済分ニ御座候所、只今より取掛り申候而も 御帰国前ハ御間ニ合兼可申候間、

山取 御免被下候様仕度奉存候

右之通り御座候、以上

(1104-1)

以 廻状致啓達候、然者別紙之通、今日於 御城御奉行衆より御達御さ候付、御廻掛御目申候、此上

御添心被下候様致度奉存候、御覽御順達可被下候、以上

正月廿四日

戸田八郎

十郡宛

松平権蔵

(1104-11)

一、

松平権蔵

戸田八郎

諸御陣<sup>(座)</sup>や受払方御用向各申合御用番相立、是迄本役勤来候通、以来都而御用向受払可被御取扱事

御陣屋請扱御用向以来見習衆申合、請扱御取扱候様別紙之通、昨日御奉行衆より御達御さ候、以上

一、御帰国御用ニ付、去ル廿日より御年寄衆始毎日の御より合<sup>(寄)</sup>ニ相成候旨、宵日<sup>\*</sup>御奉行衆より為心得

御達御座候処、両役所之儀も繁多にて指支候間、問合御より合之日計可致出仕哉之旨伺候処、左候

(1104-11)

\*宵日 よいび。宵は前夜の意味で、ここでは前日のこと。



ハ見習衆計申合御老人ツ、日々致出仕候様御達御さ候、此旨御心得二得御意候  
右、件々得御意候条、御覽御順達可被成候、以上

正月廿五日

御用番

小原忠次郎

九郡宛

外両見習衆共

御郡奉行中へ

諸御陣屋受払方御用向、以来見習中申合御用番相立、都而受払御取扱候様相達候条、其旨相心得御用  
向可被申合事

(二〇五)

以 廻状得御意候、御加恩金等都而此度より御切米へ組相渡候間、手形指出二不及旨去ル六日吟味候  
安島彦之允より支配へ達御座候間、得御意候条御順覽可被成候、以上

二月八日

藤田次郎左衛門

九郡宛 外見習衆共

(二〇六一)

扱下下青山村組頭伝六と申者、去ル八日夜別紙之通被盜取候旨訴申出候間、御扱下々質屋等致吟味候  
様、大御山守・御山横目等へよろしく御達可被下候、尚御申合いたし相尋候段、御奉行衆へも申出候  
事二御さ候、御覽早々乍御世話御順達可被下候、以上

二月十五日

\* 石川儀兵衛

(二〇六一)

(二〇六一) \* 石川儀兵衛 石川清秋。増井郡奉行。石川清幡の長男。享和元年郡奉行となり、南郡の内を分けて増井組を支配し増井陣屋に住し、その後八田陣屋に移る。嘉永四年八月十九日、七九歳で死去。著作に「水戸紀年」がある。

乍恐以書付御訴申上候事

下青山村

与頭

伝六印

新物

一、縞男単物沓ツ 但、地浅黄横堅紺糸ニ而小縞

古物

一、青<sup>(密カ)</sup>□裕羽織沓ツ 但、紋丸ニ違鷹ノ羽沓ツ紋裏木綿ちくさ

古物

一、花色女綿入沓ツ 但、紋三ツ笹裏木綿ちくさ<sup>(十草)</sup>

一、縞小倉男帯沓ツ 古物と申程ニも無御さ候

一、松葉色太り女帯沓筋右同断

古物

一、同太り男帯沓筋

新物

一、花色織色股引沓ツ

一、紺かすり前垂沓ツ 但三巾

一、花色もん乙甲足袋沓足

一、白女足袋沓足

メ拾品

右之者処へ当月八日夕盗人忍入、手端へ指置候前書之品々被盜取候付奉立<sup>(密カ)</sup>入候へ共、右之段御訴奉申上候、仍如件

文化六年巳二月

右村

御郡奉行所様

庄や

新三郎

与頭

物印

兵衛門

(二〇七)

以 廻章致啓上候、春寒退かね候得共<sup>\*</sup>弥<sup>\*</sup>御安清ニ可被成御勤仕と奉存候、然者去ル十六日次男庄三郎  
養子願相濟難有仕合ニ奉存候、仍此段為御知得實意度如此御さ候、乍御世話御順覽可被下候、以上

二月廿一日

白石又衛門

九郡宛 外見習衆共

(二〇八)

以廻状得御意候、然者此度拙者印形改候付、別紙指添此段為御知申候、尤別紙ハ御銘々御取置可被下  
候、乍御世話御順達可被下候、以上

正月十九日

増子幸八郎

九郡宛

(二〇九)

先同役戸田八郎へ御用之儀御さ候条、明七日五ツ半時登 城可仕旨、昨日申来候付致出仕候処、御目  
附被 仰付於私難有仕合ニ奉存候、此段為御知得御意候、御覽乍御世話御順達可被下候、以上

二月七日

松平権藏

拾郡宛

(二〇七)  
\* 弥 いよいよ。ますます。

(1110)

三月五日仕出御用

- 一、諸職人之儀紅葉組仕出廻状
- 一、御陣屋受払見習衆取計候旨御達之廻状
- 一、御廟御普請納竹之廻状
- 一、白石又衛門次男養子願相済候為知廻状
- 一、正月廿四日権蔵より之仕出廻状忝通、メ五通常葉へ廻ス
- 一、普請方常輪納竹廻状 一、艾葉等納廻状\*
- 一、御加恩金等御切米へ組渡候旨廻状
- 一、御帰国御発駕御日限之廻状、メ四通浜田へ廻ス
- 一、下青山村伝六被盜品廻状八田へ返候事
- 一、幸八郎改判之由廻状大子へ返候事
- 一、小目村太次衛門冥加金指上度旨別留之通り御奉行衆へ申出候事
- 一、養老之者名前意味書、前留之通右同断
- 一、小沢村勝十裁許申渡書写忝通右同断
- 一、支配十左衛門御褒被下候、別紙返上右同断

同□<sup>目カ</sup>帰御用

水木村武兵衛等口書御下ケニ相成候事

村松西方村勘左衛門飢人御扶持申出候通、御濟口御達候由申来候事

伊師町村雁取候儀、先達而次郎左衛門より右村庄屋方へ以書面申遣置候所、浮役田作り主江者次郎左衛門罷帰候後ヲ致殺生候者より申合、可然程為取候様ニとの趣申遣置候、尤雇候者へ者、日数たけ一日百廿四文ツ、役所扱を以申遣候筈ニ候

右、吟味方より申し聞候由申来候事

(1110)

\*艾葉 よもぎば。艾はキク科の多年草で、芳香があり。若葉は草もちに、成長した葉は「もぐさ」とする。

(二二一)

加藤孫三郎扱下丹奈村、古名<sup>\*</sup>手繩村与相改申度候旨、右村願之通相済候条其旨御達可被有之候、以上

三月二日

松平権蔵様

赤林八郎左衛門

(二二二)

以書付致啓達候、公儀御上納国役金高辻調、先達而浜田組より相廻候所、久昌寺領四百石重引ニ相成候様相見、尤久昌寺領ハ御扱下分共三百石ニ有之、全四百石ハ扱下高辻ニ而計重ニ相引候様相見、旁疑惑御座候付、浜田組問合候処、別紙之通返書申来候間、先ツ此度ハ、先高辻調之面にて取立候より外無之儀与存候、仍而右重引四百石分高わりニ而指引可然与左之通割合候処、重引之内御扱下高辻丈分ハ扱下より取立、御役所惣御取立金高之内、補ニ被成可然様ニも被存候所、思召も無御座候ハ、右出辻追而取立相廻候様ニも可然候条、御わり合金高等被仰聞度旁如此御座候、以上

三月七日

入江忠八郎

加藤孫三郎様

尚々、本文之通、高辻狂イも有之上ハ、於役所ハ永引残高二付荒ヲ組入、高わりニいたし取立可申存候、御心得ニ得御意候、以上

久昌寺領分

高三百石

重引高四百石

但、百石ニ付百三拾三石三斗三升三合余

大里組分

高三百三拾五石四斗九升七合

石神組分

(二二一)

<sup>\*</sup>手繩村 てづな村（久慈郡）。文化六年に丹奈村を改名。石神組に属する。現常陸太田市大森町。多賀山地の最南端、風神山の南西麓に位置する。

高六拾四石五斗三合

此出辻丈ケハ御扱下分補ニ相成可然様被存候得者、扱下□取立相廻候様ニも可致候条、御わり合金高可被仰聞申候、思召次第取扱可申候、以上

(二二二二)

御書付致拜見候、公儀御上納国役金高辻、久昌寺領重引ニ相成候様相見候旨被仰聞致承知、右高辻之儀今日大吟味方為問合候所、久昌寺領四百石之分重引ニ而可然間、其旨相運候様右役所より申聞有之由、尤永引之内ニ而引上候分ハ三百石ニ相見、久昌寺領之分別かどニ四百石ニ有之処、百石不突合分ハ能化領ニ可有之旨申聞有之由、且右久昌寺領之儀ハ石神御扱下ニも有之候へハ、右組へも御役所より御申合御座候而、御指引被成候様ニ奉存候、右御答如此御座候、以上

三月四日

藤田次郎左衛門

入江忠八郎様

尚々、本文重引候次第承候所、最早 公儀御書出も此面ニ而書出候事ニ有之外ニ意味も無之旨申聞候事ニ御座候、仍而ハ四百石分惣郡へわり返し可然様存候所、当時割直シニハ間ニ合不申候間、十月上納之節なり共御相談之上、追而わり合候様ニも可致与存候、於役所ハ除地之外ニ御宮領同様相渡り居候事与相心得、割合申候事ニ御座候、当月御出府之節猶更御相談可申候、且村<sup>\*</sup>触別紙写御廻申候、以上

(二二三)

覚

丹奈村事

手繩村

右之通、相改申度旨村方願ニ付、先達而伺相濟此度相改申候間、此段為御知申上候、以上

(二二二二)

\*村触 むらぶれ。村への通達、命令。

三月十四日

加藤孫三郎

(二二四)

覚

丹奈村方

手繩村

右之通、相改度旨願出候間、伺之上相濟此度相改申候間、此段為御知申出候、以上

三月十四日

加藤孫三郎

御目附様中

右之通吟味方御勘定所へも指出候事

(二二五)

以廻状得御意候、扱下丹奈村、元名手繩与改申度旨願出候所、先ニ村名ニ立帰候儀ニ有之間、其段伺之上相濟手繩与改候間、此段為御知得御意候条、御順達可被成候、以上

三月十日

加藤孫三郎

此廻状配付にて大里へ廻ス

九郡宛

(二二六)

御書付致拜見候、国役金高辻、久昌寺領四百石重引ニ相成候付、委細被仰聞候趣致承知候所、於役所ハ最早取立も相濟候付、只今御廻ニ相成候而も差支、猶又右高辻丈ケハ惣郡へ割返シニ相成可然様ニも存候間、何れ此度者間ニ合不申事与存候付、追而御寄合之節御相談之上、取極候方可然哉与存候、右御報可得御意如斯御座候、以上

三月九日

入江忠八郎様

右、配符にて指出候事

加藤孫三郎

(二一七)

三月十日仕出御用

- 一、御鷹場村之殺生道具廻状 一、御迎過詰黒鉄之廻状
- 一、御普請方納竹直段廻状、×三通浜田へ相廻候事
- 一、御帰国御借貸廻状 一、江戸御用大豆掛り錢廻状
- 一、御在国御用歩付方材木取廻状、×三通常葉へ廻ス
- 一、岡部兼左衛門知行上り廻状八田へ廻ス
- 一、丹奈村改名二付為御知四通、前留之通ケ所々へ差出候事
- 一、西方村勘左衛門飢人御扶持相濟候、為知前留之通吟味方へ指出候事
- 一、磯崎村御烏船御催促之申出、別留之通御用人衆へ指出候事
- 一、千両口御救金<sup>(竅想)</sup>□□壹枚御役金方へ遣候様申遣候事
- 一、瑞龍等御成「□」兩刻等之儀、別留之通御奉行衆へ伺指出候事
- 一、額田村市十郎宅御普請伺書、別留之通積書いたし、御用人衆へ伺指出候事
- 一、水木村武兵衛口書御下ケ候所、御達無之分り兼候付、権蔵方へ口上にて伺具候様申遣候事

同日帰り御用

- 一、瀬谷村作次郎口論一件刑当之儀伺候通取扱候様御達し御座候、口書共御廻申候
- 一、下高場村左次衛門弁納金御差略之儀、別紙之通御濟口御達御座候間御廻申候
- 一、白庭村穀留番所御修覆御目付方御断を以御用人衆より御達<sup>(二付御)</sup>□□廻申候



一、木内玄節妹縁辺願実之妹ニ無之、百姓之娘養妹ニ而ハ不相濟候分、願書御下ケ御達候事  
里川の事歟

一、玉川筋鮎運上三月朔日より八月晦日迄御免候旨御奉行衆より御達候事

一、高原村病死人申出村訴日付異同有之付、相分り候様申出候様ニと御下ケ候事

(二一八)

加藤孫三郎(よむ)□□

外鑑六貫文酉より去辰迄貳拾ケ年ニ上納濟

下高場村

鑑貳拾貳貫貳百八拾三文

百姓 佐次衛門

但、当巳より申迄百四拾八ケ年賦、壹ケ年ニ鑑百四拾八文ツ、終申年鑑貳百三拾五文納

右之者、親嘉之衛門義、御普請方元手清水彦衛門請人ニ相立候付、彦衛門引負鑑弁納被仰付候所、

老衰之上極窮ニ而其身之取続も相成兼候旨、其願之趣有之付、別段御了簡を以、永年賦上納被仰付

候所、嘉之衛門儀去ル未年相果、右之者より年々相納来候処、甚夕極窮ニ而時々之御年貢上納ニも指

支候由にて、右年賦納□御免願申出候所、最初格別之御猶予を以、永年賦被仰付候上之儀にて難相濟

候、併親代之儀ニも有之、猶又申出候趣無余儀相聞候付、誠ニ別段御了簡を以、前書之通年賦御指略

相濟候条、其旨相心得宜可被取扱事

(二一九)

白庭村穀留番所

一、井ヶ(輪)□□ 一、駒寄セ

右損候付御修覆等之儀、其筋へ御断相廻候様致度御座候、以上

三月九日

戸田八郎

岡部忠蔵様

(二一八)

\*請人 うげにん。保証人の一般的  
呼称。(三三二一) 請人主を参照。

(一一〇)

以廻状得御意候、蚕種紙他所品御指留之儀御達有之候付、先日忠次郎殿より御廻状御座候処、御指留ニ而も皆様御指支も無之趣御付札有之、尤幸八郎殿には御指留と限り候而ハ、如何敷との御付札御座候所、皆様御多分之御存意ニ随、御達之通り触出候様可致候、尤御国産種紙直段、此上引上不申様申出度との弥六殿御存意之処は、御筋へ申出置候様可致と存候、御順達可被成候、以上

三月朔日

藤田次郎左衛門

三郡宛

(一一一)

覚

半大夫事

長山半兵衛

右、半大夫改名之儀、先達而願申出候上相濟候付、件之通此度改名仕候旨申出候、仍而此段為御知申上候、以上

三月十九日

加藤孫三郎

右、御奉行衆・御目付方・吟味方・御証文方へ指出候事

(一一二)

扱下高原村病死人之義、委細先達而申上候処、日付異同有之由ニ而、申出等御下ケ御座候付、得ト為相糺候所、去月廿日より留置廿四日ニ病死仕候へ共、村訴書違差出候間、右へ相泥ミ於役所も認差イ申出等差添又々此段申上候、以上

三月十九日

加藤孫三郎

(二二三)

以書付致啓達候、然者御扱下上高場村喜衛門三男清五郎と申もの、扱下金上村地内二而去月廿五日夕、中根村百姓嘉平姫しも并其節見送りニ被頼同道致候源蔵と申すものへ脇指二而為負手疵、其場ヲ者逃去り候よし(由)之所、上高場村喜衛門方ニ罷在候由二而、御札明被下候様ニと中根村より訴出候間、早速御召捕先ツ最寄之郷牢\*へ入獄被仰付候様致度御座候、委細之義者中根村抱(抱)り之もの共早速相糺、亦々可得御意候、尤訴今日迄延引之処者、追而相糺候様可致候へ共、只今村方より申出候間、先ツ此段及御懸ケ合候事ニ御座候、以上

三月十三日

加藤孫三郎様

追啓、手疵之義者兩人共二少之儀ニ御座候得共、刃傷之段不屈之義ニ有之、尚亦甚不束之者之由ニ御座候間、早速御召捕被下候様致度存候、以上

(二二四)

以書付致啓達候、先達而留村川欠之儀ニ付、御問合申置候儀、此方ニ指懸り見合度義御座候間、御分り被成次第被仰下候様致度御ざ候、右之段得御意度如斯ニ御ざ候、以上

三月十一日

加藤孫三郎様

藤田次郎左衛門

(二二五―一)

当辰御取付目録 御前御披露無滞相濟候旨、別紙之通大吟味役中より申来候、御同様致安心候事ニ御座候

一、惣御目録扣并取付拾枚、御留二相廻申候条、来巳年番浜田組とまりに御順達可被成候、以上

十一月廿九日

年番

(二二三)

\*郷牢 郷村に置かれた方に置かれた牢。村役人・牢守によって管理され、入獄者の食料は自己負担であった、小川・潮来、馬頭・大子・部垂・太田・助川・下手綱に置かれた。

(二二五―一)

\*御前御披露 ごぜんごひろ。その年の年貢目録を十月ごろ御前(藩主)に報告すること。その後、村々へ年貢割付状を発行した。天皇・將軍などの手元に掌握された年貢帳簿を御前帳というが、その系譜を引く。

九郡宛

小原忠次郎

(三二五—二)

以書付致啓達候、当辰御取付目録去ル七日御年寄衆へ御披露、同廿四日 御前御披露無滞相濟候旨、  
江戸より申来候間御心得ニ申進候条、此段御同役様中へも御通達被成候様にと存候、以上

十一月廿二日

児玉蘭衛門

小原忠次郎様

(三二六—一)

別紙之通、御用人衆より申来候間、相廻候条宜御達可被成候、以上

三月十二日

小原忠次郎

小宮山次郎衛門様

加藤孫三郎様

藤田次郎左衛門様

(三二六—二)

小金東漸寺此度向山常福寺住職被 仰付候ニ付、寺為請取出家等来ル十三日、小金出立ニ而罷下り候  
由、別紙之通申出候間、人馬指出候様宜御取扱可被成候、以上

三月十一日

岡部忠藏

小原忠次郎様

(三二六—三)

覚

一、出家

拾壹僧

一、侍 式人  
一、中間 四人

右之通御寺請取ニ遣候ニ付、常福寺荷物少々相送候間、人夫拾五人馬拾式疋出候様奉願候、以上

三月

水戸常福寺役者

小石川御館

真寥

寺社御奉行所

(二二七)

ケ様之儀ハ、浜田御役所ニ而長岡江御達被成候節、小幡へも御達被下、小幡より紅葉役所へハ申出候ハ、御書入被遣被下候事ハ相成間敷候哉、別ニ御認と申ニも無之、長岡江御出之配符江、小幡ヲも御書入被下候迄之事ニ而御ざ候、左様なれハ此方へ別ニ被仰下候ニハ及不申候、御用人衆御達ニ而指出申候伝馬等ニ御座候得ハ、何之異論も無事ニ御座候、石神ニ而も御同心ニ御座候ハ、常葉へ被仰合候而ハ如何此段旁御相談ニおよひ候、以上

三月十三日

小宮山次郎衛門

(二二八一)

扱下久慈村組頭藤兵衛と申者、奥州湯長谷村より去ル九日飛脚之由ニ而罷越申聞候ハ、右村内藤播摩守殿館下古井へ落入相果候旅人、何レ之もの共不相知候処、四ツ倉茂七より久慈村藤兵衛へ之書状所持有之由ニ而、容体書等持参申聞候様子、右村吉之平と申者ニ似寄候ニ付、倅等召呼承り候処、相違無之様相見候付、為見届翌十日彼地へ遣候旨、村方より役所へ申出候所、先方より飛脚之者持参之容体書并相果候付取扱振等書付式通御座候所、末より切継久慈村藤兵衛名前等ニ認候書付ニ而、次第相尋候へとも、藤兵衛うかと請取置候由ニ而不相分、何と歟役所へハ不申出、内証にて可取扱と申合候様なる事ニも可有之哉も難計、倅等見届之ため罷越候と申ながら、内証にて取仕抹等仕候義も難計候

(二二八一)

\*湯長谷村 ゆながや村（奥州磐前郡）。現福島県いわき市常磐湯長谷町。湯の岳の南東、湯長谷川が、村の中央を流れる。上と下があった。下湯長谷村に、内藤播磨守の陣屋があった。

\*内藤播磨守 内藤政環（まさあきら）。陸奥湯長谷藩九代藩主。肥前唐津藩主水野忠鼎の五男。先代藩主内藤政偏の養子となる。天保七年、五二歳で死去。

\*四ツ倉（村） よつくら村（奥州磐城郡）。現福島県いわき市四倉町。阿武隈山地の東麓、太平洋沿岸に位置し、漁港がある。

二付、何レニも弥右村之者ニ候哉、村役人罷越見届申出候様相違遣為見届候処、右吉之平ニ相違無之ニ付、何レニも支配所へも訴之上、可及掛ケ合旨先村役人へ相届罷歸り候所、左候内播磨守殿役人より別紙之通、飛脚を以申来候得共、於彼地由緒共死骸引取候儀願指出候趣ニ候所、此方より罷越候村役人へハ、由緒共よりも更ニ何之申聞も無之不相弁由、仍而右返書之儀ハ、先ツ飛脚宿外宿村庄屋方より書状請取而已為指出、跡より返書可遣旨申遣候所、由緒共彼ノ地ニ今以逗留仕居候由ニ御座候間、早速為引戻、弥疑心無之死骸引取之願指出候哉相札、猶又内証ニ而取仕抹等之申合ニも有之、此方より罷越候村役人へも相隠、他所向へ拘り候儀、無作と願指出候事ニも可有之哉相札、追而可申上候へ共、罷越候久慈村役人見届候様子にてハ、惣身無疵ニ相違も無御座、落入候古井も右館下陣屋入口にて人家最寄有之、外々ニ而之仕業ヲ持込候申様なる場所柄ニも無之、岩城海道往還よりハ三四丁除ニハ候へとも、右館へ之道筋にて夜中杯酒狂等ニも候得ハ、落入候儀も難計程之場所ニ相見候由、所持之品之内脇指等も不相見候得とも、一体常ニ身持不宜ものニ候得ハ、出先にて質入等ニもいたし候儀ニも可有之哉、所々風聞ヲも承り候所別而疑敷筋も不相聞由、猶又前々中ノ作権左衛門と申ものより、吉之平罷越金子借請罷歸り候処、其後立帰何歟申聞候様子、夢中之様相見候由ニ候、吉之平倅方へ人遣候儀も有之、弟市十と申者尋ニ罷出候由ニ御座候へハ、他之手之仕業ニも有之間敷哉、仍而ハ湯長谷より倅由緒等引戻之上、其節相伺候様ニ而ハ別而隙取ニも罷成候間、相札次第も御座候ハ、相伺取扱可申候得とも、内証取仕抹等之儀計位ニ而死骸之儀ニ付、外ニ別而疑心之筋も無御座候ハ、先方ニ而ハ長々番人付置候儀ニ御座候得ハ、別紙案文之通返書指添、村役人由緒之者遣死骸引取取仕抹為仕可然哉、別紙来状并村訴指添奉候儀、以上

一、別紙来状之名前役柄、宿を以飛脚之者へ為相尋候所、兩人共郡奉行之由ニ御座候所、平大名衆家来へ之文通、是迄当御役よりハ家老・用人之外、郡奉行・町奉行等へハ、役所調役より為及文通候儀ニ御座候間、調役より可為及返書と、別紙草稿入御覽申候、指掛候儀ニ御座候間、何レ共早速御下知御座候様仕度奉候儀、以上

右、飛脚之儀ハ指懸り候儀ニ御座候間、先達而相済居候通、御陣屋荒子村役人之内へ刀為帯、由緒共

(二二八—二)

\*家老 武家の家臣のうち最重職で家中の武士を統率し家務をとりまとめた者。またその職。

\*荒子 あらしこ。武家奉公人の一つ。村から労力として召しだされた奉公人。郡役所の門番も勤めた。

等指添遣可申奉存候、以上

三月十五日

加藤孫三郎

(二二八―二)

加藤孫三郎方へ之御紙面致拜見候、弥御堅固可被成御勤仕奉珍重候、然ハ去ル六日、其御館向寄湯長屋村地内古井へ落入候者有之、同日未明大勢打寄引揚候内、相果療用差加候処難叶趣、見分書写別紙御廻之通ニ御座候旨、右死人岩城四ツ倉鈴木茂七より当領久慈村青山藤兵衛へ之封状所持ニ付、四ツ倉へ為知候所同所之者ニ無之、藤兵衛江致文通候向も無之趣ニ付、久慈村藤兵衛へ人相等飛脚を以申遣、親類罷越見届候所、右村吉之平と申者ニ相違無之由ニ候、死骸引取候儀相願候旨、いさい被御申聞致承知候、久慈村ヲも相糺候処、同村吉之平死骸ニ相違無之旨申出候、仍由緒村役人則指遣候間、死骸御渡御座候様いたし度存候、不慮之儀にて何角御世話相成候事ニ御座候、右御報旁可得御意如斯御座候、恐惶謹言

三月

小松崎伴介

右色才助様

名乗居判

野村新衛門様

追啓、久慈浜より其御元へ罷越候親族より之願書写被遣致落手候

(二二八―三)

以書付致啓達候、扱下久慈村吉郎平吉郎と申者、奥州湯長谷ニ而、古井へ落入相果候儀ニ付、内藤播磨守殿家来より拙者名前にて申来候処、先方役柄郡奉行之由ニ御座候間、役所調役より可為及返書と、いさい別紙之通伺可申出奉存候所、両御役所之内右等御見合も可有御座哉、若拙者より及返書候御見合等も御座候ハ、指懸候儀ニ御座候間、右返書振等御直伺御指出可被下候、御見合も無御座候ハ、目論之通伺可申出存候間、早速受払方へ御廻即刻御指出可被下候、以上

三月十四日

加藤孫三郎

小原忠次郎様

藤田次郎左衛門様

(二二八—四)

乍恐以口上書奉申上候事

当村藤兵衛江、当月九日暮六ツ半時頃、飛脚三人到来仕、藤兵衛殿御宿者此方ニ御座候哉と相尋参候由ニ而、藤兵衛挨拶仕候者、何方より御出被成候哉と申候へハ、飛脚之もの我々共ハ湯長谷御館<sup>\*</sup>下より参候間、変成義ニ而参上仕候と御座候ニ付、藤兵衛申候者、夫レハ何事ニ而御座候哉と承り候へハ、私共村方御館より二三町傍ニ古井戸御ざ候間、右井内江年頃五十歳計り之人落入死失仕候ニ付、見付候もの有之村役人へ為相知候得者、介人足大勢召連綱もつこ等ニ而引揚、背負候風呂敷包見届候へハ、岩城四ツ倉浜鈴木茂七より久慈浜藤兵衛殿江之書面有之ニ付、定メ而其許<sup>\*</sup>様御使之ものと相察候ニ付得御意候、乍去右書面水入ニ相成候へハ紙相弱リ、持参いたし兼候ニ付写取持参仕候間、尚また人相書共ニ御披見被下候様ニと指出候ニ付、藤兵衛相請取、人相書見届候由ニ而、是者先達而村方吉之平と申もの、花園山へ参詣仕迎我等方江立寄、脇指相借り申度旨無心御ざ候ニ付、相借シ遣候間、此ものニも有之哉と存付候由ニ而、幸イ定夫居合候ニ付、吉之平倅七郎平呼出、人相書并着類等之義為読聞候由之処、弥相違も有之間敷趣申候ニ付、右飛脚之もの江藤兵衛申聞候者、村かた吉之平と申ものニも有之哉と存付、右之もの倅七郎平呼出、件之次第相尋候処、弥相違之義も有之間敷趣ニ御座候間、乍去七郎平并由緒之もの其御村江罷越、死骸等為見届弥相違も無之候ハ、いつれ御挨拶為仕候様可致候と相答候由ニ而、同九日夕九ツ時頃定夫を以藤兵衛庄屋元江申越候者、湯長谷御館下より飛脚ヲ以我等方江如斯之人相書并口上書持参候処、御内々御見届被下候様申来候付、庄屋見届候へハ、人相書并口上ニ有之候付、其節庄屋申候者、如斯之切継候書付、尚亦未文言等手跡も相違候儀を、定夫ヲ以遣候儀者藤兵衛不心得之致方と存候ニ付、直様定夫ヲ以藤兵衛呼出、村役人一同寄合、件之次第相

(二二八—四)

<sup>\*</sup>館下 奥州湯長谷藩の御館のあつた下湯長谷村のこと。

<sup>\*</sup>其許 そこもと。主に武士が使つた相手をさす敬意を含む表現。そなた。あなた。お前。



尋候処、藤兵衛村役人へ挨拶仕候者、今九日暮六ツ半時頃、湯長谷御館下より私共江名前指当、飛脚三人二而右之書付持参候二付、見届候へ者、先達而、吉之平花園山へ参候由二而私方江立寄参候間、右之もの二も可有之と存候二付、吉之平倅七郎平呼出、件之書付為読聞候処、弥相違も無之趣二付、何様湯長谷江罷越、死骸見届候様二と申聞候趣二御座候、亦者村役人より藤兵衛江相尋候者件之書面見届候処、末文言等手跡相違候様相見候間、尚亦青山藤兵衛と有之候へハ、其元切継候儀二者無之哉と相尋候へハ、藤兵衛相答候者、右書付末文言等私共切継書人候儀者毛頭無御座候、右体二而飛脚之ものより相請取候由申候、左候ハ、飛脚之もの之任業と我々共相察候付、兎角御役所様へ御伺候上、御下知ヲ以いつれ取扱可申と一同了簡仕、明朝定夫ヲ以、右飛脚之もの召連候様二と申付遣候処、未明二罷立候旨申来候二付、亦候藤兵衛江村役人相尋候儀者、右飛脚三人之もの共名前等、定メ而聞届置候儀と相見候間、誰々と申者とも二有之候哉と承り候へハ、名前之儀者不心付、不聞届候趣二御座候

一、吉之平女房呼出件之次第相糺候処、女房相答候者、夫吉之平儀ハ、去ル二月廿五日、花園山へ参詣仕候趣二而、五六日も相懸リ可申由、家内江申置罷出候由、全家内之ものハ花園山へ参詣二罷出候儀と存居候由二而、最早帰宅之日数も相後レ候へハ、何歎心痛も仕居候折から、岩城中之作坂辺権左衛門と申ものより、吉之平倅七郎平へ書面持参二而態々飛脚参り候二付、書面切開キ見届候由之処、吉之平右権左衛門へ同廿六日二罷越、舟乗渡世ヲも可仕様二而、金壹両借用いたし、尚亦跡金之儀者、宿元二而相請取可申趣二及相談候様子之文面、尚亦其御村へ帰宅被成候哉無心元存候付、態々飛脚ヲ以様子相伺申候と之書面持参二而、当月五日飛脚参り候二付、尚々家内之もの共苦勞二相成、弟市十同七日朝、北筋江兄吉之平尋二罷出候由候処、今以罷帰不申候旨申出御座候、仍如件

文化六年巳三月

久慈村

御郡御奉行所様

庄屋 伊兵衛 印

与頭 三人 印

(二二八—四)

\*態々 わびわび。ことさら。別段に。

(二二八—五)

一筆致啓上候、暖和罷成候処弥御堅康可被成御勤仕珍重奉存候、然者去ル六日当領向寄領分湯長谷村  
地内古井へ落人之者有之、同日未明井内より幽ニ声ヲ発候ニ付、通り懸候者聞付、為知ニ付即刻人夫  
大勢打寄引揚候内、落人入せひ尽相果候体ニ候得共、引上療用指加へ候処難叶、右ニ付見分遂吟味候  
処、別紙見分書写掛御目候通ニ御座候、右死失人、岩城四ツ倉鈴木茂七より、其御領分久慈浜青山  
藤兵衛方へ之封状壺通所持ニ付、使之者ニも可有之と同日即刻四ツ倉江為相知候処、同所名主方ニ去  
ル八日朝迄相懸リ相糺候由之処、四ツ倉之ものニ無之、尚亦藤兵衛へ文通致候向無之趣、去ル八日昼  
後申越ニ付、同日夕青山藤兵衛へ、当館下役人大平權次郎より飛脚ヲ以、右人相之者心当り有之候ハ、  
親類之内早速罷越死骸見届候様申遣候処、久慈親族之内、追々去ル十一日夜中迄ニ参着見届候処、吉  
之平ニ相違無之、惣身無疵疑敷死之体ニ無之、右ニ付爰元江罷越候親族之向、歎願書を以願出候者、  
疑敷死之体ニ無御座候へハ、毛頭疑ひ無之、右ニ付極貧親族共ニ候へハ、何ニ卒早速渡呉候様無余儀  
振リ之願ニ相聞、此段其御役所不苦被思召候ハ、右任願候様ニも致度存候、右之段為御知旁如斯  
御座候、最早死骸及数日時分柄之儀御賢察被下、無程貴答被仰付候様奉頼候、恐惶謹言

三月十二日

野村新衛門

名乗書判

右色才助

右同断

加藤孫三郎様

追而申上候、久慈浜より爰元江罷越候親族より願書指出候ニ付、則写懸御目候、以上

(二二八—六)

見分書之覚

一、年齢五十歳余之男老入 一、せひ高キ方中肉惣身無疵

一、平顔色白キ方 一、月代薄キ方髭濃キ方

一、鬢厚キ方髪薄キ方 一、目つむき不相分

一、眉毛薄キ方 一、鼻筋通り高キ方

一、唇並体歯並揃ひ候方 一、耳常体

一、着類并所持之品左之通

一、上江着千草色紋丸二もっこう裏小紋継合之古裕を着し

一、下着柿色黒半襟付裏古切継合之古布子ヲ着

一、肌着あいかへし中形小紋単物を着し

一、帯千草色小倉織を着し

一、下帯絹古キを着し

一、股引脚半千草色ほたん付を着しわらんじはき

一、風呂鋪包<sup>敷</sup>壱ツ 但、千草色三布木綿四ツ目結紋付

此中ニ有物左之通

一、栗色丸二四ツ目結大紋付、紋之脇ニ新之字ヲ染貫模様、鶴亀竹裏千草色裕壱ツ有之

一、封状壱通

右上ハ書ニ、水戸久慈浜青山藤兵衛様、岩城四ツ倉浜鈴木茂七と有之候

右者今六日六半時頃、御館下町吉十と申もの字柳生通懸り候処、何物之人声幽ニ相聞候二付、其向寄相尋候処、古井戸内江誰物之落入候者有之、右二付吉十より声相懸、引揚手配可致候間、其内何そへ取すかり、気分慥ニ持候様申置、早速下目付義八へ為知ニ付、即刻御作事御役方御中間大勢召連、御館下町村役人へも吉十より為知ニ付、介人足大勢召連、一同申合綱并細引持籠をおろし、右綱之向へ取付持籠ニ乗、高階子卸候迄気分丈夫ニ持凌居候様、声相懸ケ候所、井内落入り人最早弱り候哉ニ而幽ニ申候者、最早勢尽叶ひかたしとのミ申、右二付助人足より再三声相懸候者、綱向ニ取付気分丈夫

(二二八—六)

\*下目付 湯長谷藩の下役。検地奉行下で検地を直接監視したり、検地の不正などを監督した。

二持凌、高階子卸候迄待候様申候内、最早井底へ沈候様子相見候へ共、何卒相介度早速井戸上より介人足之内式人、引揚之用意いたし、井中へ入情々いたし候得共、落入り人最早底へ沈、暫ク及手宛候得共浮上り兼、全体三十余尋之深井戸水丈ケ深ク、無詮方大夫ヲ以手早ニかひ干取懸候処、浮上りニ付、亦々助人足之内井内二人、細引もつこ二人引揚、御医師比佐玄意種々及手入候得共、最早以前相果立戻り兼候段申之候ニ付、右死失人私共見分仕候処、前書人相之者 御館近村之ものニ無之、尚亦見知候ものニも無之、右死失人風呂鋪包壺ツ背負有之候ニ付、右風呂鋪内相糺候処、水戸 御領久慈浜青山藤兵衛へ、岩城四倉浜鈴木茂七より差遣候封状壺通所持有之、左候へハ茂七より藤兵衛方へ使之ものニ可有之相察候、右死失人ハ昨夜半頃より今未明迄之間、右井内へ落入候儀ニも可有御座哉、既ニ今朝助人足大勢集手宛之節迄、幽ニ井内より声を発なからへ罷在候、右古井ハ暫巳前より不用ニ付、大木ヲ以無透間十文字ニ塞蓋木いたし、東之方者高土手有之、南之方ハ中土手有之上ニ垣根結切、西北之方ハ平地之向故垣根ノ結切、尚亦右垣外松植立ニ重垣ニ有之、右之通四方とも必至と通路止ニ有之、此内へ入候筈無之、尚亦往還ニも無御座候へ者、旅人之内夜分たり共、道踏迷ひ此所へ来ル、前書之通四方相囲候内へ入義、本心ニ而ハ不相成筈ニ有之、右場所巨細見分仕候処、右古井より東之方高土手外ハ谷ニ而雜木茂リ有之、然ル処右谷より右之高土手へ上リ、土手より下古井之方へ摺下り候哉ニ而、東之かた高土手ニ摺候跡相見、右高土手下ニ而暫休煙草給候哉ニ而、吸から余程相見へ、右煙草給候場所ニ而居なから、地上かきむしり候哉ニ而跡相見へ、夫より古井之上ヲ這通り候哉、亦ハ立通り候哉之所、蓋木腐りより踏込落入候哉ニ而、既蓋木三本折れ有之、前書之通ニ候へハ、道踏迷候逆本心ニ而危キ場所態々通り候筈無之、是等之趣ヲ以相考候へハ、狐狸之仕業ニも可有御座哉、勿論此辺旧狐折々人引廻候儀も御ざ候へハ、此度之落入人、狐之仕業ニも「御座候哉」と相察候、前書之次第共、四倉浜鈴木茂七（方）かたへ御館下町名主より早速飛脚を以為相知、同人召連候様相達置申候、右見分之次第書上候通りニ御ざ候、以上

文化六年巳三月六日

立添

下目付

御役所

見分

後藤儀八 印

岡部段蔵 印

永山永助 印

(二二九)

奉願候口上之覚

去ル六日未明、御当所字柳生古井内へ誰やら落入候者有之、井内より幽ニ声ヲ発候ヲ、通り之衆被聞付、早速御大勢御指出御精々御助揚被下候内せひ尽相果、右之者旅人体にて四ツ倉浜鈴木茂七より水戸御領久慈村青山藤兵衛方へ之書状所持ニ付、早刻茂七并四ツ倉浜<sup>\*</sup>名主中江飛脚御指立為御知被成候付、右浜名主中去ル六日より八日朝迄村中相糺候処、四ツ倉之者ニ無之、尚又藤兵衛存候向も指当リ無之旨申来、右ニ付去ル八日青山藤兵衛方へ飛脚ヲ以為御知被下、右人相之者心当有之候ハ、早速親族爰元<sup>\*</sup>へ罷越死骸見届候様被仰越候ニ付、私共近々罷越死骸見届候処、当浜吉之平ニ相違無之、惣身無疵疑敷死体ニも無御座全ク狐狸ニ引廻され候儀と奉存候、勿論同人事兼而右酒<sup>(天カ)</sup>ヲ望、乱心之持病折々指発、此儀親族共兼々案事罷有候、吉之平引揚之節御精々被下、死後之儀にて御念頃<sup>\*</sup>ニ御厄介ニ罷成難有仕合奉存候、右之次第御座候へハ、吉之平死去之儀ニ付、私共御疑申上候儀毛頭無御座候ニ付、右死骸私共江御渡被下候様偏ニ奉願候、此段差兼私共罷越印形持参不仕候ニ付爪印ヲ以奉願候、何分御取成筋 御役所様へ被仰上可被下奉願候、以上

文化六巳年三月十二日

久慈浜

吉之平倅

七之平 爪印

同人弟

壱十 爪印

(二二九)

<sup>\*</sup>浜名主 浜庄屋のこと。漁村には普通庄屋である岡庄屋とともに船庄屋が浜庄屋としておかれていた。ここでは浜庄屋が浜名主にあたる。(四九三) 船庄屋を参照。

<sup>\*</sup>爰元 ここと。此許。爰許とも書く。他称で貴方の意、自称で自分の方、この場所の意味がある。

<sup>\*</sup>念頃 ねんごろ。懇ろ、親切、ていねい。

<sup>\*</sup>爪印 つめいん。詰判とも。紙に爪の押し跡をしるすものと指頭に印肉をつけ、文書の自分の名前の下に押しして証としたものと二通りある。